

# 城里町議会全員協議会会議録

日時 令和元年8月30日(金)

午前10時08分

場所 城里町役場 3階 議場

## 出席議員(14名)

議長	小  坏      孝  君	副議長	阿久津  則  男  君
	桜  井  和  子  君		加藤木      直  君
	猿  田  正  純  君		藤  咲  芙  美  子  君
	片  岡  藏  之  君		菌  部      一  君
	三  村  孝  信  君		河原井  大  介  君
	関      誠一郎  君		小  林  祥  宏  君
	杉  山      清  君		鯉  淵  秀  雄  君

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修						
副	町	長	仲  田  不  二  雄						
教	育	長	高  岡  秀  夫						
まちづくり	戦略課	長	大曾根  直  美						
総	務	課	長	鯉  淵  和  己					
町	民	課	長	補  佐	加  藤  孝  行				
財	務	課	長	山  崎  秀  樹					
税	務	課	長	鈴  木  貴  司					
健	康	保	険	課	長	阿久津  忠  昭			
長	寿	応	援	課	長	井  上      優			
福	祉	こ	ど	も	課	長	増  井  栄  一		
農	業	政	策	課	長	山  口  成  治			
都	市	建	設	課	長	園  部      繁			
下	水	道	課	長	皆  川  尊  志				
会	計	管	理	者	(会	計	課	長)	小  林  正  雄
水	道	課	長	高  瀬  浩  文					

農業委員会事務局長	片岡宗徳
教育委員会事務局長	小林克成

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津雅志
書記	藤田真紀
書記	高丸哲史

---

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件  
(1) 令和元年第3回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

---

午前10時08分開会

## 開 会

○議長（小坏 孝君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

---

## 議長挨拶

○議長（小坏 孝君） 本日の全員協議会は、来る9月3日に招集されます令和元年第3回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、夏の軽装クールビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますのでよろしくお願いたします。

本日の出席状況につきましてご報告いたします。全員出席であります。

なお、町民課長雨宮忠芳君が欠席のため、補佐の加藤孝行君が出席しております。

---

## 町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和元年第3回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、町政運営につきましてご理解とご協力を得ていますことに合わせて御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ですが、承認1件、条例改定を初めとする議案21件について担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

---

## 協議案件

○議長（小坏 孝君） これより会議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。質問回数については3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、承認第4号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 承認第4号専決処分（第4号）をごらん願います。

承認第4号 専決処分（第4号）令和元年度城里町一般会計補正予算（第2号）の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

予算書3ページをお開き願います。

令和元年8月2日に専決処分したものです。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ105億9,576万2,000円としたものです。

4ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。まず、歳入です。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に1目財政調整基金繰入金604万8,000円を追加したものです。

続きまして、歳出であります。

4款衛生費、2項清掃費ですが、既定額に604万8,000円を追加したものです。塵芥処理費で環境センター2号焼却炉の緊急修繕のため、工事請負費を追加したものです。

以上、承認第4号 専決処分（第4号）令和元年度城里町一般会計補正予算（第2号）の説明ですが、詳細につきましては、5ページから6ページの補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより承認第4号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第46号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第46号をごらん願います。

議案第46号 城里町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。住民基本台帳施行令等の一部が改正されたことにより、女性躍進の観点から旧氏での印鑑登録を可能にするため、また、性同一性障害等への配慮から印鑑登録証明書等から性別に関する事項を削除するため、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第46号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第46号説明資料1ページから5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第46号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第47号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第47号をごらん願います。

議案第47号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。放課後児童支援員認定資格研修が平成31年度から指定都市でも実施できるように省令が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第47号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第47号説明資料新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第47号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第48号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第48号をごらん願います。

議案第48号 城里町国民健康保険診療所使用料等条例の一部を改正する条例についてであります。国において消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税率が引き上げられることから町条例の使用料等を改正するものです。

以上、議案第48号についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、議案第48号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第48号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） この交通事故及び障害診断書が1,080円から5,500円まで値上げになりました。これは事故の障害を受けた人が支払うのでしょうか、それとも、これは障害というか保険会社が支払うような形になるのでしょうか。この辺のところちょっと説明をお願いできますか。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

交通事故の診断書についてでございますが、これにつきましては交通事故ということで保険を請求するときなどに使う診断書ということになると思いますので、これについては

保険の中から出るのかとかは、ちょっと確認はしておりませんところですが、恐らく保険のほうから出るのかなというような感じはしておりますが、この金額を上げた経緯につきましては、この内容が一般の診断書より内容が多く、重い内容になっておりますので、ほかの医療機関等でも大体このような金額で取っておりますので、その金額のほうは整理させていただいてというようなことでございます。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第49号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第49号をごらん願います。

議案第49号 城里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の申請が5年ごとの更新になったことに伴い、更新手数料等について町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第49号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第49号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第49号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この更新申請というか、この水道の給水は指定給水、装置工事事業者指定申請ということなんですけれども、今までは無期限だったんだと思うんですけれども、5年ごとに更新しなければならないと。更新のために申請書が必要だということなんですけれども、この更新申請が5年ごとに新設されるのは、町としてどのように確認をして、町民にはどのように知らせるのか、それとも業者をそのまま業者の責任にするのか、そこら辺のところをきちんと把握するのはどのようにするのか、ちょっと説明をお願いいたします。これを施行するに当たって。多分施行されるようになると思うんですけれども、お願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 4番藤咲議員のご質問に対してご説明いたします。

国のほうで決まりました更新ということになります。5年に一度の更新、今まで無期限だったものを5年更新になります。町のほうといたしまして、今二百数十軒の業者が指定工事店になっております。それは、順番に更新申請を出していただくようにしてもらおうような計画をしております。したがって、順番に更新してもらいまして、証明書を出してい

くような形になっていくことになっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、要するに町民に工事を行うときに、町から多分きちんと出されると思うんですけども、町ではそういうことを把握して、その業者を使ってもらえるような形になるのでしょうか。そこら辺のところの更新というのが決まっているのに、更新まだなんですというような、しかしその業者を入札になりました、はい、使いますというようなことにならないように、きちんと町で、何とかな、更新しているのかどうなのか、きちんと把握する必要があるのかなと思っています。ぜひ、更新しているところをきちんと把握してってください。

○議長（小唄 孝君） 水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 4番藤咲議員のご質問にお答えします。

最初の年に一遍に何百件もちょっと受付はできませんので、順次受付をしまして、更新の証明書を出していくつもりでおります。給水工事につきましては指定工事店しか工事ができませんので、その辺は的確に把握して工事を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第50号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第50号をごらん願います。

議案第50号 城里町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。本年度より交付の始まる森林環境譲与税について、森林整備、間伐、人材育成等の財源とするための基金を設立することに伴い、基金条例を制定するものです。

以上、議案第50号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第50号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この森林環境譲与税について、町民個人の森林地はどのくらいあるのでしょうか。それから、国有森林はどのくらいありますか。それから、住民負担はどうかをちょっとお聞きいたします。これは、基金なので町で全部今までと同じような基金の積み立て方でやるのだと思うんですけども、まず基本的にその町民の個人の森林地とか国有森林はどのくらいあるのかちょっと把握したいので教えてください。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の内容であります。森林の面積ということで国有、それと民有林の面積ということでございます。国有のほうはちょっと資料、手持ちにございませんで、後ほどお答えしたいと思います。民有につきましては総面積、いわゆる森林法でいいます5条森林といいますが、総面積が5,978.2ヘクタール、1万3,100筆、このうち人工林が2,190.6ヘクタールということで、今回森林環境譲与税の整備対象となる面積につきましては、この人工林面積が当たってまいります。

地元負担ということでありますけれども、基本的に森林整備につきましては環境譲与税を用いて行いますので、個人負担は基本的にはないということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この森林譲与税について、これから多分基金、何でこれを基金にするのかなというようなことをちょっと調べてみたんですけども、納税の義務者が全国で6,000万人いますけれども、この個人住民税の均等割の人たちに国税として1,000円上乗せして市町村に徴収されるということなんですけれども、これはどういう形で徴収になるのかをお聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

森林環境譲与税の徴収方法ということでございますが、まず、森林環境譲与税につきましては、先発しまして平成31年度から国のほうから市町村、全国市町村に県を含め県、市町村に配分がされるということでございます。初年度31年度につきましては200億の譲与がされるということになってございまして、環境譲与税の賦課徴収につきましては平成36年度からの徴収となっております。

徴収方法につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり年額1,000円ということで、個人住民税と合わせて市町村が賦課徴収する形をとるような形になってございます。

以上でございます。

すみません、令和6年度ということで元号のほう、申しわけないです、令和6年からの徴収ということになってまいります。

○4番（藤咲芙美子君） 令和6年、6年ね。

○農業政策課長（山口成治君） 令和6年からです。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） その場合です、環境譲与税として別にきちんと項目を設けて徴収するようになるのか、それとも国保税みたいな形で、国税としてというような形で普通



の町民税の中に値上げになりましたという形で上げられるのか、どのように表示されるようなことを考えていますか。お願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

徴収方法につきましては、個人住民税均等割と合わせて徴収という形をとる予定となっております。

○4番（藤咲芙美子君） では、森林譲与税としてではないということですね。

○議長（小唄 孝君） 山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 合わせて徴収という形になりますので、現在茨城県のほうで湖沼環境税、徴収されていると思いますが、その方法と同じような形での徴収になる、これが国のほうへ直接納める環境譲与税としての切りかえになるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第51号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第51号をごらん願います。

議案第51号 城里町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定についてありますが、いじめ対策推進法の規定に基づき設置するいじめ問題対策連絡協議会、その他附属機関の組織及び運営について必要な事項を定めるために町条例を制定するものです。

以上、議案第51号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第51号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは全国でもいじめ問題があつてつくられたんだと、設置されたんだと思いますけれども、これまでのいじめの問題に対してはどのように考えているのか、それから不登校の子供たちに対してどのような対応を考えているのか、それをちょっとお聞きいたします。現状と対応、対策などは具体的に計画されているのかどうか、これからというよりもこういう問題が出たときには、もう既に現状対策、対応対策などまで考えておかなければならないのではないかと思いますので、町で把握しているのだけで結構ですとお聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） それでは、藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

いじめと不登校、密接な絡みはあるんですけども、まずいじめについてですけども、平成23年度に滋賀県の大津市で起こったいじめによる自殺という痛ましい事案がきっかけとなりまして、それから平成25年9月にいじめ防止対策推進法というものが設定されました。27年の10月には城里町いじめ防止基本方針ということで策定いたしました。

本年の1月にはいじめの重大事態対応マニュアルということで、今回この51号のものに関わる部分ですけども、まず学校のほうです、いじめの対応についてはそれぞれの学校でいじめ対策委員会というものがございまして、もちろん生徒指導の部分ですけども、それで今まで学校警察連絡協議会というものが定期的に年に3回やってございました。ただ、それは主に反社会的行動に対しての組織でございまして、もちろん警察署等からもおいでいただいて、あと町の青少年相談員とかそういう生徒指導の絡む部分ですけども、それに今度はいじめに対して特化したものもその組織に入れるというようなことで、発足したのがこのいじめ対策問題連絡協議会ということでございます。その中で、まず、いじめに対しましては、今回の部分で問題対策協議会、これは常設でございまして、これについてはこの情報の流れの中で、まずそういう部分が重大事態ということで、そういう判断をされた場合には、まず、学校の校長あるいは教育委員会、役場関係者、児童相談所、法務局、警察、また、教委が必要と定めるものということでこの組織を招集して、今の段階では学警連の組織と並行して年に一、二回の開催をするようなことになるかと思っております。

また、そういう中で、もし重大事態の中で調査委員会ということも、これも常設ですけども、そういうことに判断された場合には、教育長、専門的な知識を有するもの、教育、法律、心理、福祉関係とあるいは弁護士、学識経験者、こういう方々に招集をいただいて、その調査に当たります。そして、その中でも被害者というか、被害者のほうで納得しないような場合には、これは臨時ですけども、再調査委員会というようなことで、これはもう完全に教育委員会中立性のあるそういう組織でございしますが、これは学識経験者、教育、医療、心理、福祉など、これについては町長が必要と認めたもの、そういうものを招集してやるという3段階になっております。

そして、まず、いじめについてですけども、平成30年度の本町の状況で申し上げますと、小学校が215件、中学校が65件、こういって報告されております。そのうち、解消したものが小学校で170件、中学校では51件と、ただこんなにも多いのかと、そういう印象を与えかねないことなんです、要するに些細な、認知件数が多いということは、教職員の目が行き届いているということのあかしということが一つ考えられます。

もう一つは、そのちょっとした行為でも、ちょっと悪口を言われたとか、冷やかしかかからいかとか、そういう些細なものでも何でも報告するように、あるいはそういうのを指導するように、目が行き届くようにというようなことで、その滋賀県のケースがあって、そういういじめの何でも包み隠さず報告しろというようなことになってから急激に件数が

増えております。

ただ、私個人としては要するに本当に子供たちが発達、成長の段階で社会性の中でいろんなトラブルがあったり、それをみずから解決していくような、そういう部分も私は必要だと思っているのですが、ちょっとした見て、ささやかれるとか、それも嫌な思いをしたからいじめを受けたとか、そういう非常にその、何と言うんでしょう、そういう些細なことまでも報告に上がってくるので、この件数が非常に一気に増えたということも背景にはあると思います。ただ、本町ではそういうこともある、もとにきちっと学校から報告が上がっております。

残り解消、まだ未解消の部分は非常に深刻かということではないのですが、継続、観察ということで、いじめを解消した状態というのは、いじめの行為が少なくとも3カ月やんでいると、それと心身の被害者というよりは嫌な思いをした、その嫌な思いを感じていない、感じなくなったという状況、この二つが目安になっております。そういうことで解消ということですので、経過観察というものも正直ございます。

もう1点の不登校の件に関してですけれども、本町では教育委員会の中にうぐいすのひろばというものがございます。現在、教諭を退職した者が1名、専門的に心理学的な、カウンセラー的な勉強をしている者が1名、計2名であっております。ちょっと今ここに不登校の数、ちょっと用意していないんですけれども、それが随時学校にまで行って不登校気味の子供であったり、その子供が現在ちょっと曖昧な記憶でちょっと数は言えないんですけれども、言ってはちょっと申しわけないのですが、そういうことで今まではもちろん、不登校の子が、学校に行けない子がこのコミセンの2階にあるうぐいすのひろば、適応指導教室に頻繁に来ておるのですけれども、待つのではなくて、実際に学校に行って面接をしたり生徒指導の先生と話をしたり、指導主事2名と一緒に面談をしたり、そういう対応をしております。そういうことで、今は学校に行けなくてもいいと、その場合にはということで、非常に丁寧に一人一人対応をしているところです。その人数につきましては申しわけありません、ちょっと調べて後で報告します。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 今教育長から丁寧な説明をいただいたのですが、1点だけ確認したいのですが、その調査委員会の任命、委嘱任命と、それから再調査委員会の委嘱任命者はどちらになっているのか、それは変えているのかなということです。それと、例えば取手の例があるのですが、市の教育委員会の説明には納得できなくて、県で再調査をしたというようなことがありましたよね。そういう子たちのときに、被害者に当たる方の希望がかなり入っていて、その再調査委員会にはそういった被害者の希望するような弁護士が入ったりと、そういうことがあったと記憶しているのですが、この中ではそういう配慮があ

るのかどうか、その2点、お尋ねいたします。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） すみません、1点目のところがよく聞き取れなかったのですが、

○議長（小唄 孝君） 三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 調査委員会の委嘱任命権者はどちらになっているのか、それから再調査委員会の任命権者、委員の任命権者についてはどちらになっているかということです。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） すみません、ありがとうございます。

まず最初のいじめ問題調査委員会、常設のほうにつきましては教育長になっております。ただ、その被害者というか、その納得のいかない申し立てによって再調査委員会というものを開催する場合には、中立性、第三者性ということで、どちらかという教育委員会というのは学校寄りだという見方をされてしまいますので、この場合には教育委員会の立場を離れます。離れて町長、首長が必要と任命のもとに基本的には本当にどちらにも偏りのない中立性のある方が任命されるべきですので、本来三村議員がおっしゃったような被害者に指名するような弁護士をとすることは不適切かと解釈しております。どちらにも及ばない中立性というのが一番重要視される問題かと思えます。よろしいでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 基本的に調査委員会で済む話なんだけれども、この中で県のいじめ防止対策推進法かな、この中にも再調査委員会を設けなさいということになっています。ということは、こういう問題が起きたときに教育委員会の調査に対して疑問を持つということが往々にして多いんじゃないですか。本来であれば教育委員会が、今教育長が言うように非常に公正中立な立場であれば、被害者は一回で納得できるはずですが、ところが、再調査委員会を置くと、この防止法の中でも定めるということは、教育委員会の調査では信用できないよという被害者が多いということだと思っています。それに対して再調査委員会においては町長の部局のほうで委員を指名しなさいと。だから、教育委員会から手を離れなさいということだと思えます。

町長に尋ねたいのですが、こういうシステムに対して町長はどのように考えているか、ちょっと考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、調査委員会は教育委員会が諮問する、再調査委員会は町長が諮問するということですので、教育委員会の立場から離れて町長部局のほうでもう一度調査するということがありますから、被害者の方も納得するような、そういった調査が行われるよう

公正な偏らない立場で調査ができるような委員を私のほうから今度は選んでいくということになるかと思います。

○7番（三村孝信君） まだいいの、しゃべって。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 今町長と教育長二人で答弁してもらったのですが、これは紛れもない二重行政でしょ、ダブルスタンダードだと思うんです。教育委員会と本来町長部局と、同じような一枚岩であってほしいけれども、教育の独立性ということで我が国はそういう形をとっているのでしょうか、いじめの問題は、やはりいじめられた人の視点に立って対応していくべきであるので、私はその弱い立場の声を聞けるような、そういう委員の任命を心がけていただきたいというふうに思いまして質問を終わりにします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 今、三村議員のほうから再調査委員会のことについて質問がありました。関連なんですけれども、これは例えば、今までの例えば執行部の問題について懲罰委員会、略称ですけどありますが、そういった形の中だけではなくて、やはりこれは第三者というか、弁護士等とか法に準ずるような方が入れば私はいいのかなと思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 繰り返しの答弁になってしまうのですが、その基本的には教育委員会の中で、きちんといじめが防止され、対策もとられるのが一番よいことだというふうに思うのですが、残念ながら教育委員会によるふだんの活動ですとか、調査委員会での調査に納得がなされないような重大な案件が出てきたときに再調査委員会というのが開かれるわけであります。これについては、調査委員会とは違うメンバーで教育、法律、医療、心理、福祉等に関する学識経験を有する者など、そういった方から5人以内の委員を私が指名することになっておりますので、公正中立な立場で、被害者の声にもしっかりと耳を傾けられるような人選を行っていくと。ふだんの教育行政については、予算措置等はありませんけれども、学校で教える授業の中身ですとか子細には独立性があるので、政治的中立性があるので踏み込めないわけですが、こういった問題があったときには、逆に教育委員会から独立して、町部局のほうで再調査をするという制度になっておりますので、その制度の趣旨に従った専門家等を人選していきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第52号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第52号をごらん願います。

議案第52号 工事請負契約の締結についてであります。工事請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

1、契約の目的。城里町防災情報伝達システム整備（防災行政無線デジタル化）工事。

2、契約の金額。4億3,067万6,400円。

3、契約の相手方。神奈川県川崎市高津区末永3丁目3番17号、株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部部長、新田洋司。

4、契約の方法。公募型プロポーザル方式による随意契約であります。

なお、工事契約の経過、工期、工事場所、仮契約の変更内容等につきましては、議案第52号の説明資料をごらんいただきたいと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小唄孝君） これより議案第52号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 戸別受信機の予定台数が1,500台から3,500台とするものということですが、この3,500台にした根拠は何なのでしょう。お聞きいたします。

○議長（小唄孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 4番藤咲議員のご質問にお答えをいたします。

実績をもとに出しております。一応考えとしては、希望者全戸配布ということでアンケートをとって配布していきたいという考えであります。

以上です。

○議長（小唄孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 3,500台以上の希望があれば、希望の人たちに全員に配布できるということではないんですか。

○議長（小唄孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） そのように考えています。

○4番（藤咲芙美子君） はい、わかりました。

○議長（小唄孝君） ほかにございませんか。

2番加藤木直君。

○2番（加藤木直君） 前回の提出された金額よりも若干上がっていますが、この内容と、それから契約の方法なんですけれども、これは公募型のプロポーザル方式、随意契約でございますけれども、どうしてもこの契約方法でしかできないのかどうかです。この辺のところをお伺ひをいたしたいと思ひます。

○議長（小唄孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 2番加藤木議員のご質問ですけれども、金額が上がっている分につきましては、先ほども藤咲議員の質問にもありましたように戸別受信機の量が増えている部分でございます。契約の方法ということですのでけれども、一応私どもとしましてはプロポーザルを実施し、4社の公募がありまして、厳正に審査をした結果でございますので、できればこの方法でということでございます。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

6月の定例のときに否決された案件でございますけれども、その後です、検討委員会等を開いて、さまざまな内容について検討をされているのかどうかお伺いいたします。

○議長（小坪 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 検討委員会のほうの開催はしておりません。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そうしますと、若干変更になっている部分というのは、これは執行部だけで考えた内容でしょうか。それから、今後検討委員会をやるお考えはあるのかどうかお伺いします。

○議長（小坪 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 内容につきましては、おっしゃるとおり執行部のほうで検討した結果です。検討委員会の開催につきましては、今のところは考えていないのですけれども、これからということで。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 検討委員会のほう、再度、これから開くということなんですけれども、内容等十分に町民のためになるような形で考えていただきまして、それで、契約方法につきましても再度再考されるようお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） ほかにございせんか。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） いろいろお話がありましたけれども、これ、戸別受信機というのはまず、1台幾らで組んでいるんですか。それと、今加藤木さんのほうからも話がありましたが、入札方法というのは国で定められているわけです。そういう形の中で、もし、これが入札方法がだめだというのなら、何で役所のほうで、要するにそれにちゃんという形だということを言わないんですか。それはやはり、大事なことだと私は思いますよ。

とりあえず1点、その受信機、お願いします。

○議長（小坪 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 12番杉山議員さんのご質問ですけれども、1台1万6,000円でございます。

○議長（小坪 孝君） 12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 要するにこれ、金額が上がったというのは、約2億減額になったそのお金を充てるという形でよろしいんですね。

○議長（小坪 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） おっしゃるとおりです。

○議長（小坪 孝君） ほかに。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 法にのっとって進んでください。よろしくお願いします。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第53号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算書をごらん願います。

議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。1ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,901万2,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ107億5,477万4,000円とするものです。

第2条につきましては、債務負担行為の補正を行うものであります。

第3条につきましては、地方債の補正を行うものであります。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。まず歳入です。

11款1項、地方特例交付金であります。既定額に2,748万1,000円を追加するものです。個人住民税、自動車税、軽自動車税に係る減収補填特例交付金の交付決定、及び子ども・子育て支援臨時交付金の創設により補正するものです。

12款1項、地方交付税であります。既定額に1億7,522万5,000円を追加するものです。普通交付税額の確定により追加するものです。

14款分担金及び負担金、1項負担金とありますが、既定額に9,000円を追加するものです。民生費負担金で高齢者福祉負担金、短期宿泊利用者負担金を追加するものです。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。既定額に341万9,000円を追加するものです。民生費国庫補助金で幼児教育の無償化に伴う子ども・子育て支援事業費補助金、衛生費国庫補助金で母子保健医療対策総合支援事業補助金を追加するものです。

17款県支出金、2項県補助金であります。既定額に205万4,000円を追加するものです。総務費でわくわく茨城生活実現事業費補助金、農林水産業費で農業次世代人材投資資金、



教育費で第74回国民体育大会オリンピック追加競技による運営経費交付金を追加するものです。

3 項委託金であります。既定額に19万6,000円を追加するものです。総務費委託金で市町村事務処理特例交付金の決定により追加するものです。

18款財産収入、1 項財産運用収入であります。既定額に1,000円を追加するものです。森林環境譲与税基金の創設に伴い追加するものです。

20款繰入金、2 項基金繰入金であります。既定額から3億5,576万6,000円を減額するものです。普通交付税繰越金の額の確定に伴い歳入が増加したため、財政調整基金からの繰入金を減額するものです。

21款1 項繰越金であります。既定額に2億3,455万9,000円を追加するものです。前年度繰越金の確定に伴い追加するものです。

22款諸収入、5 項雑入であります。既定額から530万3,000円を減額するものです。学校給食費現年度分及びふるさと水と土保全対策基金を減額するものです。

23款1 項町債であります。既定額に7,713万7,000円を追加するものです。石塚小学校屋内運動場改修工事及び町道改良事業費の増により合併特例事業債、道路改良事業費の増により過疎対策事業債、社会資本総合交付金の内示払いにより公営住宅事業債を追加し、臨時財政対策債の発行可能額の確定により繰入額を減額をするものです。

続きまして3ページをごらん願います。歳出です。

1 款1 項議会費であります。既定額から190万6,000円を減額するものです。人件費を減額するものです。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額に80万1,000円を追加するものです。一般管理費、財産管理費で人件費を補正し、企画費で総合戦略の見直しに伴う策定業務委託料及びわくわく茨城生活実現事業費補助金を追加し、交通安全対策費で高齢者運転免許自主返納者への記念品代を追加するものです。

2 項徴税费であります。既定額に234万9,000円を追加するものです。人件費を追加するものです。

3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から531万2,000円を減額するものです。人件費を減額するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額から4,553万4,000円を減額するものです。社会総務費、高齢者福祉費で人件費、国民健康保険、介護保険特別会計事業勘定への繰出金を補正し、国民年金費、後期高齢者医療給付費で人件費を補正するものです。

2 項児童福祉費であります。既定額に743万1,000円を追加するものです。児童福祉総務費で放課後児童クラブ建築工事に係る実施設計委託285万円、保育所費で人件費、幼児教育無償化に伴う事務費458万1,000円を追加するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額に340万6,000円を追加するものです。

保健衛生総務費、環境衛生費で人件費、国保特別会計施設勘定への繰出金を補正し、予防費、健康増進事業費で国庫補助金の返還金及び母子衛生費で健康情報管理システム改修委託料、保健福祉センター費で自動ドア改修業務委託料を追加するものです。

2項清掃費であります。既定額に553万5,000円を追加するものです。塵芥処理費で人件費を追加し、し尿処理費で人件費を減額するものです。

3項上水道費であります。既定額に168万円を追加するものです。上水道施設費で水道事業会計補助金を追加するものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額から270万5,000円を減額するものです。農業委員会費、農業総務費で人件費、農業集落排水繰出金を減額し、農業振興費で主に農業次世代人材投資資金及び農業機械導入補助金を追加し、畜産業費で放牧場維持管理委託料を追加するものです。

2項林業費であります。既定額に300万1,000円を追加するものです。森林環境譲与税税金基金の創設により積立金を追加するものです。

6款1項商工費であります。既定額から183万2,000円を減額するものです。人件費を減額するものです。

7款土木費、1項土木管理費であります。既定額から73万2,000円を減額するものです。人件費を減額するものです。

2項道路橋梁費であります。既定額に1億3,660万円を追加するものです。道路維持費で町道維持補修工事費850万円を追加し、道路新設改良費で地区計画道路地形測量、町道の測量設計及び用地測量、町道改良工事、ストックヤード整備費等1億2,810万円を追加するものです。

4項都市計画費であります。既定額に1,440万5,000円を追加するものです。都市計画総務費で人件費を追加し、公共下水道費で公共下水道事業特別会計への繰出金1,030万9,000円を追加するものです。

4ページをごらん願います。

5項住宅費であります。既定額から254万円を減額するものです。住宅管理費で人件費を減額し、住宅建設費で財源内訳の補正をするものです。

8款1項消防費であります。既定額に2,037万1,000円を追加するものです。非常備消防費で人件費を減額し、消防施設費で施設の修繕や消火栓設置に伴う工事請負費等を追加するものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額から544万8,000円を減額するものです。主に人件費を減額するものです。

2項小学校費であります。既定額に2,288万4,000円を追加するものです。学校管理費で主に石塚小学校屋内運動場改修工事等を追加し、教育振興費でパソコンソフトウェア使用料を追加するものです。

3項中学校費であります。既定額に156万7,000円を追加するものです。学校管理費で桂中学校自動給水装置更新工事を追加し、教育振興費でパソコンソフトウェア使用料を追加するものです。

4項社会教育費であります。既定額に281万3,000円を追加するものです。社会教育総務費、公民館費、コミュニティセンター費、図書館資料館費の人件費を補正するものです。

5項保健体育費であります。既定額に217万8,000円を追加するものです。体育施設費で常北運動公園広場テニスコート照明修繕74万5,000円を追加し、学校給食センター費で人件費、殺菌等器具交換工事126万9,000円を追加し、国民体育大会費については財源内訳を補正するものです。

続きまして、5ページをごらん願います。

第2表、債務負担行為補正であります。農業次世代人材投資事業750万円を追加するものです。

6ページをごらん願います。

第3表、地方債補正であります。合併特例事業につきましては、石塚小学校屋内運動場改修工事のほか、町道改良事業、用地測量、用地購入、移転補償費の増により8,900万円を追加。

続きまして、過疎対策事業につきましては、町道19号線真端地内改良事業に伴う測量設計費の増により600万円を追加。公営住宅建設事業につきましては、社会資本整備総合交付金の内示割により公営住宅整備事業債60万円を追加するものです。臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴い1,846万3,000円を減額し、それぞれ限度額を変更するものです。

以上が、議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）の説明ですが、詳細につきましては、7ページから25ページの事項別明細書、給与費明細書となっております。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小塚 孝君） これより議案第53号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 債務負担行為の補正で、農業次世代人材投資事業が出されています。これについては、青年就農者に対する支援ということだと思のですが、これは補正額では99万9,000円になっていますけれども、750万、次世代で出ていますけれども、6年というのはちょっと金額が合わないような気がするんですけども、これが一つお聞きいたします。

それから、青年の就農者に対する支援は、これは初めての方に出すものでしょうか。それともこれは準備型、2年以内と経営開始型の5年経過延長になったものというようなことで二つあると思うんですけども、追加する人を対象にしているんでしょうか。その2点をお聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、ただいまのご質疑の前に先ほど国有林野の面積のほうの報告がされておられませんので、調査結果ですが3,948ヘクタールということでご報告申し上げたいと思います。

それで、次世代人材育成投資事業の関係でございますけれども、債務負担行為のほう、令和元年から令和6年までということで、こちらにつきましてはご指摘のとおり、青年就農資金の新しい制度になって、その名称のほうは農業次世代人材投資事業ということになってございます。今回補正を上げさせていただきました内容につきましては、年額150万円、基本額が国から交付されるわけでございますが、一人の予定者がおりますので、5年間という形での計上ということで750万円を上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは継続した方ですか、それとも新規の方で5年間ということですか。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 今回は新規の方でございます。

○4番（藤咲芙美子君） 新規で5年入れちゃうんですね。新規ですね。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 新規で債務負担として5年間を計上させていただいております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この次世代人材投資事業については、とりあえず準備型として2年以内で最大150万というようなことで出されていると思うんですけれども、準備型を確認しないで経営型に入ってしまうのでしょうか。それをちょっとお聞きいたします。それともう一つ、50歳未満で独立自営就農する認定新就農者ということなんですけれども、これは50歳過ぎると全然対象にならないのでしょうか。大体そうですね、退職するのは50代以降で退職してから就農したいというような方もいらっしゃるのではないかと思うんですけれども、そういう人たちの対処というのはないのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回予算計上させていただいた就農予定の方は50歳未満の方でございますが、50歳以上の方の助成金があるのかということでございますが、こちらにつきましては現在ちょっと資料、持ち合わせございませんので、後ほどの回答でよろしいでしょうか。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第54号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 議会資料、議案第54号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をご用意いたします。

議案第54号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いします。

第1条であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ996万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ23億2,899万2,000円とするものです。

2 ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正であります。まず、歳入です。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額から4,918万7,000円を減額するものです。

7 款繰越金、1 項繰越金ですが、既定額に5,915万6,000円を追加するものです。前年度繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費ですが、既定額に996万9,000円を追加するものです。人事異動による人件費の増額であります。詳細につきましては、3 ページから6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、7 ページをお開き願います。

令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）についてご説明いたします。

第1条であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,444万1,000円とするものです。

8 ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正であります。まず、歳入です。

1 款診療収入、1 項外来収入ですが、既定額に8万8,000円を追加するものです。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額から1万2,000円を減額するものです。

4 款繰越金、1 項繰越金ですが、既定額に1万2,000円を追加するものです。前年度繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費ですが、既定額に8万8,000円を追加するものです。施設の管理上、除草作業を追加するものです。詳細につきましては、9 ページから10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。

以上、令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坏 孝君） これより議案第54号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 会計繰り入れがじゃなくて、この人の退職、4ページなんですけれども、退職手当組合負担金というのが説明でありました。この退職されたのは何人分なのでしょうか。改めて募集は考えているのでしょうか、それとも現在そのままなので、そのままなんのでしょうか。もし、考えているとしたら何人分ぐらい募集する考えなのかお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） ただいまの4番藤咲議員さんからのご質問ですけれども、こちらの2番、3番、給料と職員手当等とあるのは、全てこれは人件費でありまして、退職手当組合負担金というのは組合、共済のほうに払い込むお金でありまして、人事異動によって高い人が動いて、給料の低い人が行けば当然マイナスの補正になるしという、そういう流れの中でのものです。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。失礼しました。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第55号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 議会資料、議案第55号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご用意いたします。

議案第55号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ469万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,654万8,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正であります。まず、歳入です。

4款繰越金、1項繰越金ですが、既定額に469万4,000円を追加するものです。前年度繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金ですが、既定額に469万4,000円を追加するものです。後期高齢者医療連合会納付金であります。詳細に

つきましては、3ページから4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。

以上、令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第55号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第56号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 議案第56号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,017万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ21億8,766万5,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。初めに歳入です。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、既定額に32万4,000円を追加するものです。地域支援事業交付金の増によるものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、既定額に352万3,000円を追加するものです。追加交付により生じたものです。

5款県支出金、2項県補助金、既定額に16万2,000円を追加するものです。地域支援事業交付金の増によるものです。

7款繰入金、1項他会計繰入金、既定額に25万1,000円を追加するものです。システム改修等に伴い、事務費繰入金の増によるものです。同じく3項介護サービス事業勘定繰入金、既定額に37万3,000円を追加するものです。介護サービス事業勘定繰入金の増によるものです。

8款繰越金、1項繰越金、既定額に554万6,000円を追加するものです。前年度の繰越金です。

3ページをお願いします。

続きまして、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、既定額に8万8,000円を追加するものです。介護報酬改定に伴い、システム改修を行うものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費です。一般財源分を減額し、特定財源に組み替えるものです。組み替え額は334万3,000円です。交付金の増により一般財源を減額したもので、補正額の追加及び増減はございません。

3 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、既定額に66万8,000円を追加するものです。事業計画経費の増によるものです。同じく3 項包括的支援事業・任意事業費、既定額に53万3,000円を追加するものです。人件費の増によるものです。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、既定額に111万円を追加するものです。支出の調整等に伴い、増額をするものです。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、既定額に778万円を追加するものです。地域支援事業交付金等の還付分になります。

以上、令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、4 ページから10ページの歳入歳出補正予算事業事項別明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、11ページをお願いいたします。

令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ37万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ462万2,000円とするものです。

12ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。初めに歳入です。

2 款繰越金、1 項繰越金、既定額に37万3,000円を追加するものです。前年度繰越金によるものです。

続いて、歳出です。

2 款諸支出金、1 項繰出金、既定額に37万3,000円を追加するものです。歳入歳出の事業勘定見込みによりまして、差額分を保険事業勘定へ繰り出すものです。

以上、令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、13ページから14ページ、歳入歳出補正予算事業事項別明細書をごらんいただきたいと思います。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） これより議案第56号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第57号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第57号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書1 ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ



2,259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,507万9,000円とするものです。

2ページをごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。まず、歳入でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額に1,030万9,000円を追加するものです。一般会計からの繰入金を追加するものです。

6款1項繰越金ですが、既定額に1,228万9,000円を追加するものです。前年度決算額の確定によるものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項下水道事業費ですが、既定額に2,259万8,000円を追加するものです。維持管理費の消費税改正に伴うシステム委託料及び公課費に確定消費税と中間納付分を追加し、整備事業費の人件費及び補償金として水道管移設補償費を追加するものです。

以上、令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、3ページからの事項別明細書、給与費明細書をごらん願いたいと思います。ご審議くださりますようよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第57号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 57号ですけれども、これは4ページに水道管移設補償費とあります。これは1,000万円補正組まれていますけれども、これは新しく組まれたものなんでしょうか、それとも延長とかそういうものなんでしょうか、お聞きいたします。

それから、場所はどこら辺なのでしょう。お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

補償費につきましては、石塚地内の長峰団地の水道管の移設ということで、下水道工事に伴いまして新たに発生したものでございます。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第58号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第58号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

504万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,528万1,000円とするものです。

2ページをごらん願います。

第1表、歳入歳出補正予算についてご説明いたします。まず、歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額に207万7,000円を減額するものです。繰越金の確定により一般会計繰入金を減額するものです。

5款1項繰越金ですが、既定額に712万5,000円を追加するものです。前年度決算額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項農業集落排水事業費ですが、既定額に504万8,000円を追加するものです。人件費及び消費税改正に伴うシステム改修委託費、確定消費税中間納付分を追加するものです。

以上、令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、3ページからの事項別明細書、給与費明細書をごらん願いたいと思います。ご審議くださりますようよろしくお願いいたします。

○議長（小塚 孝君） これより議案第58号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小塚 孝君） 次に、議案第59号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 議案書第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算書をごらん願います。

議案第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

第1条は総則でありますので、第2条収益的収入及び支出をご説明いたします。

第2条、令和元年度城里町水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。収入支出の既決予定額にそれぞれ2,955万円を追加いたしまして、予定額を7億7,325万円とするものです。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益2,787万円の追加であります。受託工事収益の増によるものです。

2項、営業外収益168万円の増であります。一般会計補助金の増によるものです。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用2,955万円の追加であります。受託工事費の設計委託料、工事請負費、総係費の委託料の増によるものです。

以上、令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）の概要につきましてご説明申し上げます。詳細につきましては、3ページから4ページの補正予算実施計画、実施計

画明細書をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第59号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 4ページの町道1032号消火設備設置工事ということについて書いてあります。予算されていますけれども、ちょっと詳しく説明してください。

○議長（小唄 孝君） 水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 4番藤咲議員のご質問に回答いたします。

4ページの受託工事費、節第2節の工事請負費の町道1032号線の消火設備設置工事についてご説明します。

町道1032号線は今現在、今後改良工事が入ります。それに伴いまして水道管の布設がえをするものです。100ミリから150ミリの水道管に布設がえをするものです。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、これは改めてその消火設備をするということではなく、消火の設置をするということではなくて、移設のための工事のための移設するという事で考えていいんですか。

○議長（小唄 孝君） 水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 失礼しました。水道管の布設がえで、消火栓を設置するために100から150ミリに布設がえをするものです。消防法によりますと、100ミリでは消火栓が設置できませんので、150ミリ管に布設がえをするものです。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、この町道の1032号だけではなく、全部の消火設備も150になるんですか、それともここだけなんですか。ちょっと簡単な疑問なんで申しわけありません。おしえてください。

○議長（小唄 孝君） 水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 4番藤咲議員の質問にご説明いたします。

今回1032号線の改良に伴いまして布設がえをするということです。ほかのを100から150にするということは、かなりの工事費がかかりますので、今回改良工事に伴いまして100から150で、消火栓を設置するために150にするということです。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、ほかは150にしないで100のままでもいいということですか。なぜ、ここだけ150にしなければならないのでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） ただいまの4番藤咲議員さんからのご質問ですけれども、150ミリではないと消火栓がつかないということでございます。ですから、それ以下の水道管が入っているところは消火栓がつかないということで、150ミリにさせていただいた上で消防法にのっとって半径120メートルのところに消火栓をつけていくと。町道の改良工事に合わせてそういう工事を実施していきたいということでございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

ということは、これからもずっとこの150に改良していかなければならない工事が発生していくということなんですか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 先ほどもお話ししましたけれども、150でないで消火栓がつかないということで、それ以外のところは防火水槽とかが設置されていると思います。ですので、これから全部その水道管を150にするということではございません。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 今藤咲議員が質問した関連するんですけれども、この場所は約10年ぐらい前に100ミリの水道管を布設したということで、今回消火設備をつくるということで150ミリに布設がえということ、これはもしかして、開発行為に絡んでいることはないですか。開発行為をするために消火栓設置の場合は150ミリという規定がございますが、これに抵触というか、開発行為がこの近隣で行われるというために町側がこの工事を行うということではないでしょうか。一般的に消火栓は100ミリでもつきますし、開発行為という条例の中で規定があります。この内容は。その辺をお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 9番関議員さんのご質問ですけれども、開発行為については考えていません。

○議長（小唄 孝君） ほかに。

9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 開発行為を考えていなくて10年前に100ミリの水道管を布設して、どうして今回150ミリに急遽太くして消火栓ということか、再度お伺いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今のご質疑のところは、約1,000万ぐらいかかる工事ではありますが、この2,000万の予算のうち1,000万ぐらいの金額になっております。場所はアジラ線でございます。靖光保育園から始まりまして、バイパスへ抜ける場所でございます。

10年前に水道管の布設がえをしておりますが、今回アジラ線の沿線におきまして用地交渉が進捗しており、今年度中に道路改良着工の運びというふうになっております。このアジラ線沿線につきましては、アパートが何軒かあったり、新しいお家が建ったりしておりますが、約300メートルにわたって消火栓が1個もないエリアになっております。消防法によれば120メートルに1カ所ずつ消火栓をつけることになっておりますが、100ミリの水道管については消防法上の消火栓として認められないことになっております。75ミリでもつくじゃないかというふうにおっしゃるかもしれませんが、消防法上は150ミリ管に消火栓をつけるというふうな基準がありますので、法令にのっとり消防法上消火栓と認められる150ミリ管につけかえようということでもあります。

なぜ今やるかということですが、今道路工事が行われようとしておりますので、それと一緒にやっておくことが長期的に見た工事費の縮減につながりますので、今都市建設課と水道課と総務課が連携して、それぞれの役割分担の中で消火栓をつけておくということをございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午後 1時11分再開

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、教育長から発言を求められておりますので、この際、許可いたします。

教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 先ほど、午前中ですね、議案第51号でご質問がありました件、不登校といじめの絡みについての部分が、ちょっと保留というか宿題としてちょうだいしたので、それについてご説明申し上げます。

適応指導教室うぐいすのひろばに通級、そしてかかわりの持つておる児童・生徒は5名おります。中学生が4名です。3年生が2名、2年生が1名、1年生が1名、それと小学生が1名、これについては5年生でございます。

その中でいじめも要因の一つと思われるものについては、中学校の1件のみでございます。

その件につきましては、福祉こども課と連携し、教育事務所、児童相談所、警察署、こころの医療センター、精神科医、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどと緊密に連携しながら対応しておるところです。つい先日、27日も要対協、要保護児童対策地域協議会というようなことで集まって、いろいろと現在までの状況ですとか、今後の対応について詳しく協議しておるような対応をとっております。

それ以外の4件につきましては、主に家庭環境、そしていじめではない対人関係の不安、そういうことでもって、うぐいすのひろば適応指導教室のほうに通級しておるという状況でございます。その先ほど申し上げました2名に指導主事も加えて、学校訪問を行って、担当の教員ですとか、相談に応じたり、保護者にも来室していただいて、いろいろと協議したり相談に乗ったり、場合によってはその指導員も家庭訪問等もして、丁寧に対応していると、そういう状況でございます。

○議長（小塚 孝君） 次に、平成30年度城里町決算に入ります。

最初に……

〔「議長、その前に予算について説明をしたいんですが」と呼ぶ者あり〕

○議長（小塚 孝君） だめ。もう決算に読み上げちゃっているから。事前にそういうの、お昼休みに言っといてくれないと、事前にそういう説明をしたいんだったら。事前にお昼休みに、話ししててくれないと、やっぱり。決算に入りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

最初に、お手元の決算書により歳入歳出決算の総括について説明を願います。

会計管理者小林正雄君。

○会計管理者（会計課長）（小林正雄君） それでは、平成30年度各会計の決算状況についてご説明申し上げます。

お手元の平成30年度歳入歳出決算書、1ページをお開き願います。

平成30年度城里町会計別歳入歳出決算総括表であります。一般会計より農業集落排水事業特別会計の順に読み上げさせていただきます。

なお、予算額につきましては、歳入歳出とも同額でございますので、各会計とも歳入予算額のみ読み上げさせていただきます。

初めに一般会計であります。

歳入予算額が107億4,555万2,000円、決算額98億9,022万6,344円、予算額に対する決算額の比較増減でございますが、マイナス8億5,532万5,656円で、予算額に対する決算額の比率は92.04%となっております。

歳出の決算額は93億5,038万7,443円、比較増減が13億9,516万4,557円で、比率は87.02%となっております。歳入歳出差し引き残額は5億3,983万8,901円であります。

次に、国民健康保険特別会計（事業勘定）でございます。

歳入予算額が24億3,660万6,000円、決算額23億9,988万516円、比較増減はマイナス3,672万5,484円で、決算額比率は98.49%でございます。歳出の決算額は23億3,072万4,291円、比較増減が1億588万1,709円で、決算額比率は95.65%でございます。差し引き残額は6,915万6,225円あります。

次に、国民健康保険特別会計（施設勘定）でございます。

歳入予算額が2億2,176万9,000円、決算額2億1,347万7,140円、比較増減がマイナス

829万1,860円で、決算額比率は96.26%でございます。歳出の決算額は2億1,196万4,181円、比較増減が980万4,819円で、決算額比率は95.58%でございます。差し引き残額は151万2,959円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入予算額が2億881万2,000円、決算額2億663万7,053円、比較増減はマイナス217万4,947円で、決算額比率は98.96%でございます。歳出の決算額は2億194万1,848円、比較増減が687万152円で、決算額比率は96.71%でございます。差し引き残額は469万5,205円であります。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）でございます。

歳入予算額が21億5,061万9,000円、決算額21億2,613万5,313円、比較増減がマイナス2,448万3,687円で、決算額比率は98.86%でございます。歳出の決算額は21億1,958万8,375円、比較増減が3,103万625円で、決算額比率は98.56%でございます。差し引き残額は654万6,938円あります。

次に、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）でございます。

歳入予算額が450万2,000円、決算額473万9,356円、比較増減が23万7,356円で、決算額比率は105.27%でございます。歳出の決算額は436万4,900円、比較増減が13万7,100円で、決算額比率は96.95%でございます。差し引き残額は37万4,456円あります。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。

歳入予算額が9億7,714万円、決算額8億6,452万9,831円、比較増減がマイナスの1億1,261万169円で、決算額比率は88.48%でございます。歳出の決算額は8億4,082万8,130円、比較増減が1億3,631万1,870円で、決算額比率は86.05%でございます。差し引き残額は2,370万1,701円あります。

次に、農業集落排水特別会計でございます。

歳入予算額が2億7,740万7,000円、決算額2億7,767万2,255円、比較増減が26万5,255円で、比率は100.10%でございます。歳出の決算額は2億6,854万7,066円、予算額に対する決算額の比較増減が885万9,934円で、予算額に対する決算額の比率は96.81%でございます。歳入歳出差し引き残額は912万5,189円あります。

以上、平成30年度城里町会計別歳入歳出決算総括表により一般会計外7特別会計の決算状況について説明させていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第60号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 別冊、平成30年度城里町歳入歳出決算書をごらん願います。

議案第60号 平成30年度一般会計決算認定についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

平成30年度城里町一般会計歳入歳出決算書でございます。

まず、歳入です。

主に中央の収入済額の欄によりまして説明させていただきます。

1 款町税、1 項町民税ですが、収入済額 8 億 6,300 万 1,347 円は、個人及び法人町民税の現年課税分、滞納繰越分です。不納欠損額は 96 件で 277 万 2,103 円です。収入未済額は、現年課税分、滞納繰越分で 2,271 万 6,573 円であります。

2 項の固定資産税ですが、収入済額 9 億 4,240 万 9,456 円は、現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金です。不納欠損額は 184 件で 500 万 7,796 円、収入未済額は現年課税分、滞納繰越分で 6,037 万 688 円であります。

3 項軽自動車税です。収入済額 7,596 万 3,932 円は、現年課税分、滞納繰越分です。不納欠損額は 93 件で 38 万 1,200 円です。収入未済額は、現年課税分、滞納繰越分で 516 万 5,728 円であります。

4 項町たばこ税ですが、収入済額 1 億 1,880 万 3,563 円は現年課税分であります。

5 項の入湯税ですが、収入済額 3,009 万 8,700 円は現年課税分であります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税ですが、収入済額 4,121 万 5,000 円は、ガソリン等に係る税金を市町村道の延長、面積に応じて国から譲与されたものです。

2 項の自動車重量譲与税ですが、収入済額 1 億 153 万 2,000 円は、自動車重量税の収入額 1,000 分の 407 に相当する額を市町村道の延長及び面積の按分により国から譲与されたものです。

3 款 1 項利子割交付金ですが、収入済額 308 万 7,000 円は、預金など利子所得の課税に対する交付金で、県から課税額全体のおおむね 5 分の 3 相当額が市町村に交付されたものです。

4 款 1 項配当割交付金ですが、収入済額 704 万 3,000 円は、個人に係る株式等の配当に対する課税で、県が徴収し、納入された額のおおむね 5 分の 3 相当額が市町村に交付されたものです。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金ですが、収入済額 606 万 4,000 円は、株式譲渡による所得課税で、県が徴収し、おおむね 5 分の 3 相当額が市町村に交付されたものです。

6 款 1 項地方消費税交付金であります。収入済額 3 億 1,280 万 8,000 円は、消費税の 1.7% 相当額が地方消費税譲与税として国から県に譲与され、県から消費に関連した基準、統計資料人口及び従業員数等ですが、により 2 分の 1 相当額が市町村に交付されたものです。

7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金ですが、収入済額 6,017 万 2,962 円は、県が徴収したゴルフ利用税の 10 分の 7 相当額が所在市町村に交付されたものです。

8 款 1 項自動車取得税交付金ですが、収入済額 3,919 万 1,000 円は、県が自動車の取得に対し、その取得税額のおおむね 10 分の 7 相当額が道路延長、面積に応じ、所在市町村に交



付されたものです。

9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金ですが、収入済額71万6,000円は、七会地区の自衛隊爆破訓練場が基地交付金として固定資産税の相当額が交付されたものです。

10款1項地方特例交付金ですが、収入済額749万3,000円は、国の減税措置に対し、地方負担額の一部を補填するための措置として国から市町村に交付されたものです。

11款1項地方交付税ですが、収入済額38億56万1,000円は、普通交付税が35億1,500万7,000円、特別交付税が2億8,550万4,000円であります。

4ページをごらん願います。

12款1項交通安全対策特別交付金ですが、収入済額218万3,000円は、道路交通法に定める反則金を道路交通安全施設経費に充てる財源として市町村に交付されたものです。

13款分担金及び負担金、1項負担金ですが、収入済額803万8,600円は、老人福祉費、保育料及び保育料過年度分の負担金です。不納欠損額は1件で28万円です。収入未済額は、保育料負担金現年分及び過年度分等で167万9,910円であります。

14款使用料及び手数料、1項使用料ですが、収入済額9,206万2,034円は、総務使用料、土木使用料及び教育使用料の各使用料でございます。収入未済額は、町営住宅使用料現年分及び過年度分で5,784万7,740円であります。

2項手数料ですが、収入済額4,683万8,581円は、主なものは総務、衛生及び土木等の各手数料でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金ですが、収入済額5億1,678万8,989円は、民生費及び衛生費の国庫負担金です。

2項の国庫補助金ですが、収入済額1億6,387万7,535円は、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費等の国庫補助金です。

3項委託金ですが、収入済額482万6,092円は、総務費、民生費及び土木費の委託金であります。

16款県支出金、1項県負担金ですが、収入済額3億2,526万4,782円は、民生費及び衛生費の県負担金であります。

2項県補助金ですが、収入済額2億3,181万9,235円は、主なものは総務費、民生費、農林水産業費、土木費及び教育費等の県補助金であります。

3項の委託金ですが、収入済額4,468万2,244円は、総務費、民生費、土木費及び教育費の委託金であります。

17款財産収入、1項財産収入ですが、収入済額502万3,666円は、財産貸付収入利子及び配当金です。収入未済額につきましては、土地貸し付けで1件、建物貸し付けで1件の68万352円であります。

2項の財産売払収入ですが、収入済額47万3,000円は、不動産売払収入であります。

18款1項寄附金ですが、収入済額685万2,411円は、ふるさと応援寄附金、教育寄附金及

び総務費寄附金であります。

19款繰入金、1項特別会計繰入金は、収入がありませんでした。

2項基金繰入金ですが、収入済額5億8,265万8,382円は、主なものは財政調整基金、公共施設整備基金、スポーツ及び芸術文化振興基金、家族旅行村基金及びふるさと応援基金からの繰入金であります。

20款1項繰越金ですが、収入済額3億8,811万8,892円は、前年度繰越金であります。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料ですが、収入済額1,144万414円は、町税延滞金です。

2項預金利子ですが、収入済額1万5,145円は普通預金利子であります。

5ページをごらん願います。

3項貸付金元利収入ですが、収入済額500万2,431円は、自治金融融資預託金、回収金等であります。

4項受託事業収入ですが、収入済額38万8,100円は、農業者年金受託事務費であります。

5項雑入ですが、収入済額1億8,892万9,851円は、主なものは場外車券売場交付金、給食事業収入、市町村交付金及び医療費返納金、集団検診納付金、消防団員の退職報償金等受入金及び施設維持管理負担金等でございます。収入未済額は、学校給食費の過年度分で407万6,373円であります。

22款1項町債ですが、収入済額8億5,478万3,000円は、各種事業実施に伴い、総務債、消防事業債及び臨時財政対策債の起債借入額です。

なお、町債の予算現額と収入済額との比較で7億7,200万円の差がありますが、各種事業の翌年度への繰越明許費に伴う起債の未収入特定財源分であります。

6ページをごらん願います。

続きまして、歳出です。

主に中央の支出済額の欄及び翌年度繰越額、不用額は金額の大きなものを中心に説明させていただきます。

1款1項議会費ですが、支出済額1億243万2,010円は、主に人件費です。不用額は105万9,990円であります。

2款総務費、1項総務管理費ですが、支出済額13億7,759万5,171円は、主に人件費、工事請負費及び基金への積立金等であります。翌年度繰越額1,041万4,000円は、商店街灯撤去及び防犯灯設置事業費等でございます。不用額4,100万6,829円は、一般管理費の人件費及び企画費で工事請負費の不用額であります。

2項徴税费ですが、支出済額1億5,487万9,020円は、税務総務費の人件費及び賦課徴収費に係る物件費等であります。不用額945万9,980円は、主に人件費であります。

3項戸籍住民基本台帳費ですが、支出済額5,655万2,420円は、人件費、物件費で戸籍システム使用料及び保守管理委託料等です。不用額の334万580円は、主に人件費であります。

4項選挙費ですが、支出済額2,224万1,390円は、町長選挙及び県議会議員選挙の執行経費でございます。不用額は101万610円であります。

5項の統計調査費ですが、支出済額128万8,767円は、主に基幹統計調査費の住宅・土地統計調査等の執行費であります。

6項監査委員費ですが、支出済額32万2,600円は、主に人件費であります。

3款民生費、1項社会福祉費ですが、支出済額16億5,199万4,046円は、人件費、扶助費及び特別会計への繰出金等でございます。不用額6,444万5,954円は、主に人件費、扶助費及び特別会計への繰出金等であります。

2項児童福祉費ですが、支出済額7億375万3,020円は、人件費、放課後児童健全育成事業及び扶助費等です。不用額3,255万3,980円は、主に児童福祉総務費の委託料、保育所費の扶助費等でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費ですが、支出済額2億456万1,954円は、人件費及び特別会計への繰出金等でございます。不用額の1,123万8,046円は、主に人件費及び特別会計への繰出金等であります。

2項の清掃費ですが、支出済額3億2,679万1,446円は、環境センター、衛生センターに係る人件費及び維持運営費、一般廃棄物処理施設整備事業の委託料、工事請負費等です。翌年度繰越額1億3,414万6,000円は、一般廃棄物処理施設整備事業の委託料、工事請負費であります。不用額2,010万3,554円は、主に人件費、委託料及び物件費でございます。

3項上水道費ですが、支出済額1億8,222万1,000円は、上水道会計の補助金であります。

4項下水道費ですが、支出済額325万7,000円は、合併処理浄化槽設置補助金であります。

5款農林水産業費、1項農業費ですが、支出済額5億325万8,078円は、人件費、負担金、補助金及び農業集落排水事業特別会計への繰出金等であります。翌年度繰越額6,015万4,000円は、経営体育成支援事業等の補助金です。不用額1,384万6,922円は、主に人件費及び水田農業構造改革対策費の補助金、農業集落排水事業特別会計繰出金であります。

2項林業費ですが、支出済額201万200円は、森林湖沼環境税を活用した森林伐採等の整備委託料及び森林組合への補助金等であります。

6款1項商工費ですが、支出済額3億1,111万2,942円は、指定管理委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金等であります。翌年度繰越額1,211万1,000円は、プレミアムつき商品券事業及び道の駅かつらトイレ解体事業等です。不用額884万4,058円は、主に商工業振興費の負担金、補助及び交付金、観光費の物件費、観光施設費の工事請負費等であります。

7款土木費、1項土木管理費ですが、支出済額8,155万891円は、人件費及び委託料等です。不用額288万109円は、主に人件費及び委託料等であります。

2項の道路橋梁費ですが、支出済額6億1,378万6,449円は、委託料、工事請負費及び補償、補填及び賠償金等です。翌年度繰越額2億3,258万8,000円は、道路新設改良費の繰越

明許費の委託料、工事請負費、補償金、公有財産購入費等及び橋梁維持費の繰越明許費の工事請負費等でございます。不用額6,395万8,551円は、主に道路新改良費でございます。

3項河川費ですが、支出済額1,061万2,592円は、工事請負費等であります。翌年度繰越額2,656万6,000円は、新道川護岸改修事業の河川改修費補償金でございます。不用額134万408円は、主に補償費でございます。

4項都市計画費ですが、支出済額4億8,706万2,325円は、人件費、委託料及び公共下水道事業特別会計の繰出金等であります。翌年度繰越額721万5,000円は、都市計画道路再検討委託業務です。不用額41万4,675円は、主に都市計画総務費の人件費等であります。

5項住宅費ですが、支出済額6,510万8,701円は、人件費、委託料及び工事請負費等であります。翌年度繰越額1,477万6,000円は、町営南団地、米沢団地建てかえ基本計画策定業務及び町営住宅建てかえ用地測量業務です。不用額103万3,299円は、主に人件費及び委託料等であります。

7ページをごらん願います。

8款1項消防費ですが、支出済額5億99万3,049円は、報酬、報償費、水戸市消防本部事務負担金及び備品購入等です。不用額407万9,951円は、主に非常備消防費及び消防施設費であります。

9款教育費、1項教育総務費ですが、支出済額1億8,711万5,757円は、人件費、負担金、補助及び交付金等です。不用額837万243円は、主に人件費及び物件費等であります。

2項小学校費ですが、支出済額1億4,018万1,437円は、小学校5校分の学校管理費で、委託料及び工事請負費等です。翌年度繰越額3億6,499万7,000円は、各小学校空調設備等整備事業です。不用額527万3,563円は、主に学校管理費等であります。

3項中学校費ですが、支出済額7,685万1,905円は、中学校2校分の学校管理費、教育振興費の委託料、使用料及び賃借料です。翌年度繰越額1億9,516万8,000円は、各中学校空調設備等整備事業です。不用額185万9,095円は、主に学校管理費等であります。

4項幼稚園費ですが、支出済額4,639万6,329円は、人件費及び幼稚園管理費のバス運行委託料等です。不用額266万4,671円は、主に幼稚園管理費の人件費等です。それから、幼稚園バス運行委託料等であります。

5項社会教育費ですが、支出済額3億2,061万8,739円は、人件費、委託料、工事請負費等でございます。翌年度繰越額619万3,000円は、コミュニティセンター費の繰越明許費の工事請負費及び文化財保護費の繰越明許費の委託料、事故繰越の委託料でございます。不用額1,643万8,261円は、主にコミュニティセンター費、工事請負費等でございます。

6項保健体育費ですが、支出済額2億6,994万1,414円は、人件費及び国民体育大会費の負担金等です。翌年度繰越額1,008万6,000円は、体育施設費繰越明許費の工事請負費及び学校給食センター費の繰越明許費の委託料、工事請負費でございます。不用額359万3,586円は、主に学校給食センター費等であります。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費ですが、支出済額26万4,000円は、農地等の災害復旧工事補助金であります。

2項公共土木施設災害復旧費ですが、予算計上のみで、不用額が1万3,000円であります。

11款、1項公債費ですが、支出済額9億4,563万2,791円は、起債の元金及び利子の償還額です。償還件数は222件、平成30年度までの償還終了が22件、償還開始が14件でございます。不用額は62万3,209円であります。

12款諸支出金の1項普通財産取得費ですが、予算計上のみで、不用額は2,000円であります。

13款1項予備費ですが、他の科目への支出により不用額は63万円であります。

続きまして、81ページをごらん願います。81ページでございます。

実質収支に関する調書です。

1、歳入総額98億9,022万6,000円、2、歳出総額93億5,038万8,000円、3、歳入歳出差引額5億3,983万8,000円、4、翌年度に繰り越すべき財源の計です。2億527万9,000円。5の実質収支額は3億3,455万9,000円であります。

82ページをごらん願います。

財産に関する調書で、(1)の土地及び建物の増減につきましてご説明いたします。

年度中の土地の増減につきましては、行政財産、普通財産ともに増減はありませんでした。

次に、建物の増減につきましては、木造の行政財産では、解体したふれあいの里キャビン67.90平米、七会診療所の厨房ひさし67.43平米、歯科棟の90.25平米の減です。新築したふれあいの里キャビン2棟130.56平米、道の駅かつら外部トイレ60.59平米の増です。増減合わせて34.43平米の減となります。

非木造の行政財産では、七会診療所の厨房棟92.52平米、車庫、倉庫51.53平米の減、合わせて144.05平米の減です。

木造と非木造の行政財産を合わせて178.48平米の減となります。

83ページをごらん願います。

(2)の山林につきましては、増減がありません。

(3)の有価証券につきましては、区分、最上段の担保権つき負債券500万円の減です。

(4)の出資による権利の段の増減ですが、中断より下になります。茨城県信用保証協会への寄附金54万4,000円の減であります。

84ページをごらん願います。

2の物品ですが、主に老朽化による公用車6台を廃車し、5台を購入しました。

3の基金ですが、基金の運用及び利子積立による増減です。年度内に公共施設等総合管理基金等に積み立てるため3億8,800万円を取り崩しまして、財政調整基金からの利息107

万4,000円を積み立てました。年度末現在高は27億1,786万2,000円となります。

85ページをごらん願います。

地方債の現在額調べですが、表の一番下の右端になります。平成30年度末残高で元金、利子合わせて110億4,580万3,562円でございます。前年度と比較しまして、約6,685万5,000円の減です。

以上が議案第60号 平成30年度城里町一般会計決算認定についてのご説明ですが、詳細につきましては8ページから15ページとなっております。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第60号に対するご質問をお受けいたします。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 総務手数料の中で……

○議長（小唄 孝君） マイク近づけてください。

○10番（阿久津則男君） 総務手数料の中で、お試し住宅、昨年、幾ら入ったかお聞きしたいです。

それと、全体なんです、一般会計、特別会計、さらには企業会計、水道ですね、この3つ合わせた滞納金、合計で幾らになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 10番阿久津議員の質問にお答えいたします。

昨年の総務手数料ですが、1,006万5,891円でございます。

○10番（阿久津則男君） お試し住宅。

○財務課長（山崎秀樹君） お試し住宅、失礼しました。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 大変申しわけありません。調べて、早急に連絡いたしますので。

○10番（阿久津則男君） じゃ、滞納金も後でいいですよ、滞納金の合計。

特別会計と一般会計と水道会計の滞納金、合計で何億があるか、後で結構です。

○議長（小唄 孝君） じゃ、後ほど。いいですか。

○10番（阿久津則男君） いいですよ。

○議長（小唄 孝君） はい。

ほかに、ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） これより議案第60号に対するご質問を、失礼しました。

次に、議案第61号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 議案第61号 平成30年度国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の87ページをお開き願います。

まず、歳入であります。

主に収入済額の欄により説明をいたします。

1 款 1 項国民健康保険税、収入済額 4 億8,654万6,805円は、一般被保険者、退職被保険者国民健康保険税現年度分、滞納繰越分であります。不納欠損額は151件で、2,252万5,213円、収入未済額は現年課税分、滞納繰越分で 1 億3,547万4,658円であります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、収入済額32万4,900円は、督促手数料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、科目設定のみで収入済額はございません。

4 款県支出金、1 項県補助金、収入済額16億3,051万7,502円は、療養給付費に対する県補助金であります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額 4 万3,390円は、基金利子収入であります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、収入済額 1 億9,397万3,932円は、一般会計繰入金であります。

2 項基金繰入金、科目設定のみで収入済額はございません。

7 款繰越金、1 項繰越金、収入済額6,504万5,361円は、前年度繰越金であります。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、収入済額778万1,726円は、延滞金収入であります。

2 項受託事業収入、科目設定のみで収入済額はございません。

3 項雑入、収入済額1,564万6,900円は、主に一般被保険者及び退職被保険者等第三者納付金、療養給付等交付金、健康診査個人負担金等であります。

歳入合計、予算現額24億3,660万6,000円に対し、調定額25億5,795万1,171円、収入済額23億9,988万516円、不納欠損額は2,259万5,997円、収入未済額は 1 億3,547万4,658円であります。

続きまして、歳出について説明いたします。

88ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額5,543万6,783円は、人件費及び国保の資格給付関連電算委託料と国民健康保険団体連合会負担金であります。不用額は63万217円で、主なものは人件費及び事務費であります。

2 項徴収費、支出済額611万1,966円は、国保税の賦課徴収に関する電算委託料等の支出額であります。不用額は25万34円で、主なものは役務費であります。

3 項運営協議会費、支出済額13万5,760円は、国保運営協議会運営に係る支出であります。不用額は10万1,240円で、主なものは報酬であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、支出済額13億2,610万3,500円は、一般及び退職被保険

者に係る療養給付費、療養費審査支払手数料であります。不用額は6,974万9,500円で、主に一般被保険者療養給付費であります。

2項高額療養費、支出済額1億8,790万6,403円は、一般被保険者及び退職被保険者に係る高額療養費の支出であります。不用額は726万2,597円で、主なものは一般被保険者高額療養費であります。

3項移送費で、支出済額2万450円で、不用額は7万9,550円であります。

4項出産育児諸費、支出済額462万2,310円は、出産育児一時金であります。不用額は126万2,690円であります。

5項葬祭諸費、支出済額165万円は、葬祭費であります。不用額は15万円であります。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、支出済額4億4,484万983円で、1項から3項とも保険給付費等交付金の財源とすることを目的として、市町村ごとの所得水準や医療水準を考慮して、県が市町村ごとに配分した額を県に納付するものです。不用額は2,043万4,017円であります。

2項後期高齢者支援等分、支出済額1億2,536万1,907円で、不用額は1,093円であります。

3項介護納付金分、支出済額4,841万276円で、不用額は4,724円であります。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、支出済額322円は、年金受給者リスト作成に係る負担金であります。不用額は1,678円であります。

5款保健事業費、1項保健事業費、支出済額5,130万616円は、主に人間ドック、脳ドック、健診委託料で、不用額は13万8,384円であります。

2項特定健康診査等事業費、支出済額2,066万2,775円は、40歳から74歳までの被保険者及び被扶養者に対して実施した特定健診委託料等事務費であります。不用額22万8,225円で、主なものは特定健診委託料であります。

6款基金積立金、1項基金積立金、支出済額6,004万3,390円は、前年度繰越金と国保支払準備基金利子積立金であります。不用額は1万5,610円であります。

7款公債費、1項公債費、科目設定のみで支出済額はございません。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、支出済額3,198万3,850円は、一般被保険者、退職被保険者の資格喪失等に伴う保険料の還付金であります。不用額は48万7,150円であります。

2項延滞金、科目設定のみで支出済額はございません。

3項繰出金、支出済額1,230万3,000円は、直営診療施設勘定への繰出金であります。

9款予備費であります。支出済額はございません。

歳出合計、予算現額24億3,660万6,000円に対し、支出済額23億3,072万4,291円であります。

110ページをお願いいたします。



実質収支に関する調書であります。

歳入総額23億9,988万円に対し、歳出総額23億3,072万4,000円であります。歳入歳出差引額は6,915万6,000円、実質収支額も同額であります。

以上、平成30年度国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、90ページから109ページの歳入歳出決算事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、決算書の111ページをお開き願います。

平成30年度国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

まず、歳入であります。

1 款診療収入、1 項外来収入、収入済額 1 億3,394万8,253円は、調定、収入済額同額の1 億3,394万8,253円は、国保、社保、後期高齢、退職、その他一部負担金収入として国民健康保険団体連合会及び診療報酬支払基金等からの診療報酬収入であります。

2 項その他の診療収入、収入済額693万5,739円は、健康診断、予防接種等の諸検査収入であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、収入済額28万8,000円は、医師住宅家賃の収入であります。

2 項手数料、収入済額37万740円は、主に介護保険意見書収入であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、収入済額6,402万3,000円は、一般会計及び国保特別会計からの繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、収入済額151万2,819円は、前年度の繰越金であります。

5 款諸収入、1 項雑入、収入済額159万8,589円は、保険適用外の投薬容器代等の収入であります。

6 款町債、1 項町債、収入済額480万円は、七会診療所歯科診療室の備品整備のため過疎対策事業債を借り入れしたものであります。

収入合計、予算現額 2 億2,176万9,000円に対しまして、収入済額 2 億1,347万7,140円あります。

続きまして、112ページ、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項施設管理費、支出済額 1 億3,019万6,513円は、給料、職員手当等の人件費及び施設管理費等であります。不用額は334万5,487円あります。

2 項研究研修費、支出済額31万4,606円は、医師の研修旅費、図書代等であります。不用額は 8 万394円あります。

2 款医業費、1 項医業費、支出済額6,779万8,882円は、医療機器の使用料及び賃借料、各種医療用消耗品、医薬品等であります。不用額は527万6,118円で、主なものは医療用衛生材料費と諸検査委託費であります。

3 款施設整備費、1 項施設整備費、支出済額1,197万6,364円は、旧七会診療所歯科棟、厨房棟、車庫解体工事費と七会診療所歯科診療室の備品購入費等が主なものであります。不用額は38万4,636円であります。

4 款公債費、1 項公債費、支出済額167万7,816円は、起債元利金償還金で、不用額は11万8,184円であります。

5 款予備費、1 項予備費であります。支出済額はございません。

歳出合計、予算現額 2 億2,176万9,000円に対し、支出済額 2 億1,196万4,181円でありませ

す。

続きまして、119ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。歳入総額 2 億1,347万7,000円に対し、歳出総額 2 億1,196万5,000円であります。歳入歳出差引額は151万2,000円、実質収支額も同額であります。

以上、平成30年度国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算につきましてご説明いたしました。

120ページをお願いいたします。

続いて、地方債現在額調べであります。平成30年度元金、利子合わせて 2 億4,404万9,255円あります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第61号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第62号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 議案第62号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の121ページをお開き願います。

まず、歳入であります。

主に収入済額の欄により説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億4,012万8,100円は、現年分の特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分の保険料収入であります。不納欠損は190万1,700円、収入済額は現年課税分及び滞納繰越分で1,482万350円あります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、収入済額 3 万5,700円は、督促手数料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、収入済額6,643万8,969円は、一般会計からの保険基盤安定繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、収入済額 1 万8,784円は、平成29年度、前年度の繰越金であ

ります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、収入済額9,400円は、延滞金収入であります。

2 項償還金及び還付加算金、収入済額6,100円は、過年度保険料還付金に対する広域連合からの収入であります。

3 項雑入、小切手未払資金組入で、収入済額はございません。

歳入合計、予算現額 2 億881万2,000円に対しまして、収入済額 2 億663万7,053円、不納欠損額190万1,700円、収入未済額148万2,350円であります。

続きまして、122ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額231万869円は、保険証の郵送料及びシステム使用料等の支出であります。

2 項徴収費、支出済額101万3,310円は、保険料収納関係の電算委託料等の支出であります。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億9,861万1,569円は、徴収しました保険料と保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付したものであります。不用額は623万431円であります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、支出済額6,100円は、保険料還付金であります。

2 項繰出金、支出額はございません。

歳出合計、予算現額 2 億881万2,000円に対し、支出済額 2 億194万1,848円、不用額687万152円であります。

続いて、129ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。歳入総額 2 億663万7,000円に対し、歳出総額 2 億194万2,000円であります。歳入歳出差引額は469万5,000円、実質収支額も同額であります。

以上、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、123ページから128ページの歳入歳出事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坏 孝君） これより議案第62号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第63号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 介護保険特別会計についてでございますが、131ページと132ページをご説明するわけなんですけれども、事項別明細書のほうでまとめまして、

こちらで説明させていただきます。細かいところで申しわけありません。以後注意します。  
133ページをお願いします。

歳入です。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 節で現年度特別徴収保険料、調定、収入とも 3 億 6,692 万 3,100 円です。2 節現年度分普通徴収保険料、調定額 3,569 万 2,620 円、収入済額 3,251 万 5,980 円です。収入未済額は 317 万 6,640 円です。未納件数が 98 件ございます。3 節滞納繰越分普通徴収保険料です。調定額 566 万 9,375 円、収入済額 124 万 9,025 円です。保険料徴収権の消滅時効 2 年間ほか介護保険法 20 条の規定に基づき不納欠損額が 139 万 8,225 円、47 件分ございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料……

○議長（小坪 孝君） マイク近づけてくれる。

○長寿応援課長（井上 優君） 1 節総務手数料、収入済額はゼロ円です。

2 目督促手数料、1 節保険料督促手数料、調定、収入済額とも 5 万 1,800 円です。

134ページをお願いします。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、現年度分です。調定、収入済額とも 3 億 5,543 万 6,599 円です。2 節過年度分は予算設定のみです。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、1 節現年度分になります。調定、収入済額とも 1 億 5,042 万 8,000 円です。2 節過年度分は予算設定のみになっております。

2 目地域支援事業交付金、介護予防事業・日常生活介護総合事業です。現年度分、調定、収入済額とも 884 万 9,541 円です。2 節につきましては過年度分で、予算設定のみになっております。

3 目地域支援事業交付金、包括的事业・任意事業です。1 節現年度分、調定、収入済額とも 1,124 万 6,250 円です。主なものは委託料で、生活支援体制整備事業委託、システム運用支援事業委託分になります。2 節については過年度分で、予算設定のみです。

135ページをお願いします。

4 目保険者機能強化推進交付金、1 節保険者機能強化推進交付金で、調定、収入済額とも 131 万 8,000 円です。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、1 節現年度分です。調定、収入済額とも 5 億 3,547 万 4,000 円です。2 節については過年度分です。

2 目地域支援事業交付金、1 節現年度分、調定、収入済額とも 881 万 6,000 円です。2 節過年度分は予算設定のみです。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、現年度分で調定、収入済額とも 2 億 9,470 万 2,000 円です。

136ページをお願いします。

2 節については過年度分で、予算設定のみになります。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金です。1 節現年度分です。調定、収入済額とも408万1,588円です。2 節は過年度分で、予算設定のみです。

2 目地域支援事業交付金、1 節現年度分、調定、収入済額とも562万3,124円です。主なものは委託料で、生活支援体制整備事業委託、システム事業支援業務委託分になります。2 節については過年度分です。

137ページをお願いします。

3 項財政安定化基金、1 目貸付金、1 節貸付金、調定、収入済額ともゼロ円です。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、1 節利子及び配当金で、調定、収入済額とも5,899円です。介護給付費準備基金の利子になります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、現年度分で調定、収入済額とも2億4,945万4,000円です。2 節については過年度分で、予算設定のみです。

2 目その他一般会計繰入金、1 節職員給与費繰入金、調定、収入済額とも4,023万8,000円です。2 節事務費繰入金、調定、収入済額とも1,421万円です。

138ページをお願いします。

1 目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、1、現年度分で調定、収入済額とも388万9,000円です。2 節については過年度分で、予算設定のみです。

4 目地域支援事業繰入金、包括的事业・任意事業で、1 節現年度分、収入済額とも463万4,000円です。主なものは委託料で、生活支援体制整備事業委託、システム運用支援業務委託分です。2 節については過年度分で、予算設定のみです。

5 目低所得者保険料軽減繰入金、1 節現年度分で、調定、収入済額とも374万7,120円です。2 節については過年度分で、調定、収入済額ともゼロ円です。

139ページをお願いします。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、1 節介護給付費準備基金繰入金、調定、収入済額とも200万です。

3 項介護サービス事業繰入金、1 目介護サービス事業繰入金、1 節介護サービス事業繰入金で、調定、収入済額とも122万2,000円です。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金、調定、収入済額とも2,996万3,610円です。

140ページをお願いします。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金、1 節第1号被保険者延滞金、調定、収入済額とも33件で4万8,900円です。

2 目第1号被保険者加算金、1 節第1号被保険者加算金、調定、収入済額ともゼロ円です。

3 目過料、1 節過料で、調定、収入済額ともゼロ円です。

2 項雑入、1 目第三者納付金、1 節第三者納付金、調定、収入済額ともゼロ円です。

2目返納金、1節返納金で、調定、収入済額とも7,777円で3件ございました。

3目雑入、1節雑入で、調定、収入済額ともゼロ円です。

続きまして、歳出のほうをお願いします。

141ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額4,401万7,514円で、不用額は18万486円です。歳出の主なものには職員の人件費及び13節の委託料の事務システムの補修委託料分です。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額は211万878円で、不用額が7万9,122円です。歳出の主なものには13節で委託料の介護保険システムの処理委託料になります。

142ページをお願いします。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、支出済額が126万1,800円で、不用額が22万1,200円です。歳出の主なものには1節の報酬の審査会委員報酬になります。

2目介護認定調査費、支出済額が705万7,392円です。不用額が71万1,608円です。支出の主なものには意見書作成料になります。

2款保険給付費につきましては、一括して148ページまでございますが、それを説明させていただきます。

1項から6項まで、1項の介護サービス費等諸費から6項のその他の経費です。予算総額が20億2,389万2,000円で、支出済額が19億9,563万1,240円で、不用額が2,826万760円です。歳出の主なものには要介護認定者、要介護支援者が利用した介護サービス費等です。不用額は2,826万760円で、それぞれの項目の給付費の残の合計になっております。

149ページをお願いします。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費です。支出済額が2,506万3,365円で、不用額が40万2,635円です。負担金、補助及び交付金になります。

2目介護予防ケアマネジメント事業です。支出済額が39万7,300円です。不用額が5万5,700円になります。要支援1、2と認定された旧介護予防、訪問予防介護費を利用しての方のケアプランの作成の委託料になります。

2項一般介護予防事業費、1項一般介護予防事業費、支出済額591万8,900円です。不用額が48万1,100円です。予防事業委託料です。介護予防事業の健康教室を開催し、啓発を行ったものです。

150ページをお願いします。

1項包括的支援事業及び任意事業、1目地域包括支援センター費で、支出済額が2,406万8,036円で、不用額が57万9,964円です。職員手当等のものになります。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、支払済額が4万9,590円で、不用額が1万3,410円です。

151ページをお願いします。

4 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金で、支出済額はゼロ円です。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金です。支出済額は5,899円で、不用額が3,101円です。

152ページをお願いします。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 項第1号被保険者還付加算金で、支出済額がゼロ円で、不用額が3万9,000円です。

2 目償還金、支出済額が1,400万6,461円です。不用額が539円です。支出の主なものは、国県支払基金からの補助金等の返還金です。

153ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、収入総額21億2,613万5,000円、支出総額21億1,958万9,000円で、差引額が654万6,000円です。

続きまして、157ページをお願いします。

介護サービス勘定です。

1 款サービス収入、1 項介護予防給付費収入、1 目介護予防サービス計画費収入、1 節介護予防サービス計画費収入で、調定、収入額とも445万1,800円です。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金で、調定、収入額とも28万7,556円です。

サービス事業の歳出のほうになります。

158ページをお願いします。

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費、1 目介護予防支援事業費です。支出済額314万2,900円です。不用額が13万7,100円になります。歳出の主なものは、1 節報酬費の236万6,000円と13節委託料64万8,800円で、支出が要支援者のケアプラン作成料等になります。

2 項諸支出金、1 項繰越金、1 目保険事業勘定繰出金、支出済、予算額とも122万2,000円になります。

159ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。

収入総額473万9,000円、支出総額が436万5,000円で、歳入歳出差引額が37万4,000円です。

以上、審議のほうよろしくをお願いします。

○議長（小坪 孝君） これより議案第63号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第64号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第64号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計の決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書の161ページをごらん願います。

まず、歳入でございます。

中央の収入済額の欄によりご説明をいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、収入済額2,234万4,600円は、流域下水道事業特定環境保全下水道事業負担金の現年度及び過年度分でございます。不納欠損額は過年度分64件で、63万6,800円でございます。収入未済額3,843万3,921円は、現年度、過年度分の受益者負担金でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、収入済額1億2,676万4,105円は、流域下水道特定環境下水道使用料の現年度及び過年度分の使用料でございます。不納欠損額は過年度分使用料、期別41件で、5万4,790円でございます。収入未済額1,158万3,428円は、現年度、過年度分の使用料でございます。

2 項手数料、収入済額120万9,200円は、排水設備計画確認検査手数料、工事指定店登録更新手数料及び督促手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、収入済額7,738万7,400円は、流域下水道事業特定環境保全下水道事業費補助金でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金30万円は、市町村下水道整備支援事業費の補助金でございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、収入済額4億6,662万4,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

6 款1 項繰越金3,748万1,131円は、前年度繰越金でございます。

7 款諸収入、1 項雑入、収入済額1万9,395円は、排水台帳用紙1万8,200円及びコピー代1,195円でございます。

8 款町債、1 項町債、収入済額1億3,240万円は、流域下水道事業特定環境保全下水道事業に伴う下水道事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

162ページをごらん願います。

支出済額の欄によりご説明をいたします。

1 款1 項下水道事業費4億384万7,213円は下水道維持管理費整備事業費で、流域下水道特定環境下水道事業に伴う人件費、需用費、委託料、工事請負費、負担金、補償費等が主なものでございます。翌年度繰越額7,741万5,000円は、流域下水道事業環境費でございます。不用額の5,641万7,787円につきましては、下水道維持管理費及び整備の需用費、委託料、工事請負費、負担金等が主なものでございます。



2 款 1 項公債費、支出済額 4 億 3,698 万 917 円は、地方債償還金及び利子でございます。不用額 25 万 83 円につきましては、事業確定により、地方債元金、利子の現年度借入見込み額の残でございます。

3 款 1 項予備費につきましては、消費税支払分として 77 万 1,000 円を事業費代、維持管理費、公課費に流用いたしております。

次に、169 ページをごらん願います。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 8 億 6,452 万 9,000 円、2、歳出総額 8 億 4,082 万 8,000 円、3、歳入歳出差引額 2,370 万 1,000 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費 641 万 2,000 円、5、実質収支額 1,728 万 9,000 円でございます。

以上、平成 30 年度城里町公共下水道事業特別会計決算についてご説明をいたしました。詳細につきましては、163 ページから 168 の事項別明細書、170 ページの地方債現在額調べとなっております。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第 64 号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第 65 号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第 65 号 平成 30 年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書 171 ページをごらん願います。

まず、歳入であります。

中央の収入済額の欄によりご説明をいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額 25 万 3,900 円は、新規加入者の分担金 22 万 4,000 円及び過年度分 2 万 9,900 円でございます。収入未済額 125 万 1,500 円は過年度分分担金でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、収入済額 4,840 万 6,230 円は、上入野、常北青山、北方・高久、孫根、古内地区の現年度分及び過年度分の使用料でございます。不納欠損額 17 万 1,120 円は、過年度分 15 件分を不納欠損いたしました。収入未済額 446 万 2,073 円は、現年度及び過年度分の使用料でございます。

2 項手数料、収入済額 9,500 円は、宅内排水設備確認検査手数料及び督促料金でございます。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額 87 円は、農業集落排水事業債償還準備基金利息でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、収入済額 2 億 762 万 1,000 円は、一般会計からの繰入金

でございます。

2 項基金繰入金、収入済額787万8,643円は、農業集落排水事業債償還準備基金からの繰入金でございます。

5 款 1 項繰越金、収入済額1,351万2,055円は、前年度繰越金でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、収入済額340円は、資料コピー代になります。

172ページのほうをごらん願います。

続きまして、歳出でございます。

支出済額の欄によりご説明いたします。

1 款 1 項農業集落排水事業費、支出済額8,780万2,884円ですが、維持管理費においては、上入野、常北青山、古内、北方・高久、孫根地区の処理施設管理費及び人件費、需用費、委託料、工事請負費、償還金等が主なものでございます。不用額818万9,116円につきましては、需用費、委託料、工事請負費等が主なものでございます。

2 款 1 項公債費、支出済額 1 億8,074万4,182円ではありますが、地方債償還元金及び利息分でございます。

3 款 1 項予備費であります。調整支払いのため当初予算に41万4,000円を公課費に流用しております。

次に、178ページをごらん願います。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 2 億7,767万2,000円、2、歳出総額 2 億6,854万7,000円、歳入歳出差引額 912万5,000円、繰越財源がございませんので、実質収支額912万5,000円でございます。

以上で平成30年度農業集落排水事業特別会計決算についてご説明いたしました。詳細につきましては、173ページから177ページの歳入歳出事項別明細書、179ページの地方債現在額調べとなっております。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第65号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第66号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 平成30年度城里町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

決算書の182ページをお開き願います。

平成30年度城里町水道事業決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出の収入であります。決算額よりご説明いたします。

第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益、決算額 4 億4,335万7,789円で、主なものは水道料金、受託工事収益、受託収益、加入金でございます。予算額に比べまして88万8,789円

の増であります。加入金手数料、他会計負担金の増によるものでございます。

第2項営業外収益、決算額2億6,425万9,019円です。主なものは、一般会計補助金、長期前受金戻入でございます。予算額に比ばまして449万2,019円の増であります。消費税還付金、雑収入の増でございます。

第3項特別利益はございませんでした。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、決算額5億8,428万3,443円、主なものは施設の維持管理費用で、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費、減価償却費でございます。翌年度繰越額の850万円は、受託工事費でございます。不用額3,753万1,557円、主なものは原水、浄水費、受託工事費、配水及び給水費でございます。

第2項営業外費用、決算額6,523万398円、主なものは企業債利息でございます。不用額464万602円の主なものは消費税及び地方消費税でございます。

第3項特別損失、決算額10万8,431円、主なものは過年度収益修正損でございます。不用額4万1,569円です。

第4項予備費はございませんでした。

続きまして、183ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。決算額によりご説明いたします。

第1款資本的収入、第1項企業債でございますが、借入れはございませんでした。

第2項補助金、決算額1,654万8,000円で、一般会計からの補助金でございます。

第3項負担金、決算額108万円、予算に比ばまして101万円の減でございますが、事業費の確定によるものでございます。

第4項出資金はございませんでした。

続きまして、支出であります。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、決算額3億2,866万8,829円は、水道建設事業費工事請負費でございます。翌年度繰越額の610万円につきましては、配水管の布設費でございます。不用額713万3,171円で、主なものは水道建設事業費等の減によるものでございます。

第2項企業債償還金、決算額2億2,666万2,337円で、不用額は663円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3,770万3,166円は、当該年度、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,347万2,160円と過年度損益勘定留保資金5億1,423万1,006円で補填いたしました。

以上、水道事業会計決算につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、184ページから191ページまでのキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及び191ページから194ページの財務諸表附属書類をごらんいただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小唄 孝君） これより議案第66号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ここで先ほど……

〔「議長、議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 第60号議案で、10番阿久津則男君から質問がございました。それに対して課長より説明をお願いいたします。

まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 先ほど、10番阿久津議員よりご質問がありましたお試し住宅の収入でございますが、2万円で2件でございます。よろしくをお願いいたします。

〔「4万円ですか」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） いや、2万の収入、1件1万円ですので、2万円です。はい、よろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 先ほど、阿久津議員から町の全体的に収入未済額は幾らになるのかという内容の質問でございました。皆さんのお手元の平成30年度の別紙の城里町決算審査意見書の18ページに、まずは収入未済額の一般会計が1億5,253万9,000円、それから特別会計の収入未済額が1億9,888万7,000円、合計しますとということで10行目ですかね、8ページの10行目に合わせて3億5,142万6,000円、これに水道事業会計の収入未済額2,481万4,000円を足しまして、合計しまして3億8,624万円の合計となります。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 水道は2,400万ぐらいですか。何かもっとあったような気がした。

〔発言する者あり〕

○10番（阿久津則男君） そう、44ページを見ると累計額5,644万9,000円になっているけれども。

○議長（小唄 孝君） 水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 10番阿久津則男議員のご質問にお答えします。

30年度、31年3月31日の決算でいたしますと、その5,644万9,000円なんですけれども、水道事業につきましては、4月に調定を起こしますので、その分ずれがありまして、2,400万になります。

○10番（阿久津則男君） 累計額を知りたいんですが、少なくなるの。その2,400万でいいんですか。

○水道課長（高瀬浩文君） はい、2,400万のほうで大丈夫です。

○10番（阿久津則男君） ああ、そうですか。じゃ、水道会計のほうで未収金1億6,000万というのは何でしたっけ、30年度の。何ページだっけ。決算書の188ページ。この流動資産の未収金の1億6,300万、これって何でしたっけ。

○議長（小唄 孝君） 水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 10番阿久津議員にお答えします。

ちょっと今手持ち資料がございませんので、後ほどご説明します。

○10番（阿久津則男君） はい、わかりました。何か未収金がいっぱいあちこち載っているから、どれが正しい数字かわからないんで、執行部に聞いたほうがいいと思って聞きました。

○議長（小唄 孝君） 次に、定例会に上程されます報告について執行部より説明を求めます。

執行部におきましては……

〔「議長、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 自席で説明をお願いいたします。

〔「発言をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 何、マイク使って言ってください。ちょっと聞き取れない。

○13番（鯉淵秀雄君） いいですか。

○議長（小唄 孝君） はい。

○13番（鯉淵秀雄君） その前に発議第2号が出ているんですが、前回、質疑の時間に関係書類の開示を求めたんですが、それできませんでしたので、今回、告発書に書かれております添付書類の4点の開示をいただけるならばいただきたいと思うのですが。

○議長（小唄 孝君） 後ほど、百条委員会を開いて、その結果を報告いたしますので。

では、執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。

じゃ、町民課長、じゃ、税務課長、お願いします。税務課からお願いいたします。町民課か。

加藤孝行君。

○町民課長補佐（加藤孝行君） 報告第48号をごらんください。

報告第48号 城里町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。城里町印鑑条例の一部を改正するに伴い、規則についてもあわせて一部改正するものです。女性活躍推進の観点から住民票や個人番号カード等への旧氏の記載が可能となる住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、印鑑登録事務処理要領も一部改正され、その要領に準じ住民票等に旧氏の記載をしたものにかかわる印鑑登録について、旧氏による登録もできるようにするためです。

また、平成28年12月12日付、総行住第199号通知にて、性同一障害等への配慮として、

印鑑登録証明書に男女の別を記載しなくても差し支えないとされたこと。茨城県では、令和元年7月1日からいばらきパートナーシップ宣誓制度を実施していることから、登録事務及び印鑑登録証明書の性別欄を削除するものです。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第49号の説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） それでは、報告49号をごらん願います。

報告第49号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則であります。人事院規則の改定に伴い、超過勤務命令の上限等を改定するものです。

詳細につきましては、報告第49号、説明資料の1ページから3ページ、新旧対照表をごらんください。ご審議のほどよろしくお願います。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第50号の説明を求めます。

農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） それでは、報告50号をごらんいただきたいと思えます。

城里町産地パワーアップ事業費補助金交付要綱でございますが、交付要綱に記載のとおりでありまして、地域の営農戦略に基づいて実施されます産地の高収益化に向けた取り組みに対し総合的に支援するため、国・県の産地パワーアップ事業実施要綱に基づき本町での補助金交付要綱を制定するものでございます。

補助対象となるものにつきましては、城里町農業再生協議会が作成しますパワーアップ計画に位置づけられたもので、事業に係る補助率につきましては、国庫補助2分の1以内となっております。

要綱につきましては、1ページから6ページに記載がございますので、ごらんいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第51号の説明を求めます。

都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 報告第51号をごらんください。

報告第51号 城里町建設残土処理場及びストックヤード整備検討委員会設置要綱の制定でございます。

本要綱は、城里町における建設残土処理場及びストックヤードの整備について検討を行うため、城里町建設残土処理場及びストックヤード整備検討委員会を設置するため当該要綱を制定するものです。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第52号の説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 報告52号をごらん願います。

報告第52号 平成30年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不

足比率についてであります。審査に付された平成30年度健全化判断比率、各会計の資金不足比率は適正に作成された書類に基づき算定されているとの監査委員からの意見書でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小坪 孝君） 続いて、報告第53号の説明を求めます。

町民課長補佐加藤孝行君。

○町民課長補佐（加藤孝行君） 報告第53号をごらんください。

報告第53号 衛生センター延命化事業に係る生活影響調査報告書についてであります。衛生センターでは、施設の老朽化に伴い延命化工事を実施することになりました。つきましては、事業を行うことにより周辺地域の生活環境に及ぼす影響について事前に大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁について1年間の調査を経て、予測評価を行いました。

結果、全ての項目において環境保全上の評価基準を満たすと結論づけ、報告書にまとめました。

また、この生活影響調査報告書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物処理施設の設置許可申請書に添付することが義務づけられています。よろしく申し上げます。

○議長（小坪 孝君） 続いて、報告第54号の説明を求めます。

都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 報告第54号をごらんください。

報告第54号 町営南・米沢団地建替基本計画の概要についてご説明させていただきます。建てかえの対象となっております町営南団地3から7及び米沢団地は、建設後40年から50年を経過し、老朽化が著しく、住環境の改善、高齢化社会への対応、子育て支援住宅の整備のため建てかえを計画するものでございます。

なお、今回の建てかえ計画では、現在の南団地7から7の場所に米沢団地を集約して建てかえとするものでございます。

建てかえ位置の選定につきましては、都市計画区域内の住居系の用途地域であり、町としても居住を誘導する地域となっていること。過去に大きな災害がないこと、小学校や中学校に近接していること、商業施設や役場にもほど近いことにより、現在の南団地3から7の場所を選定いたしました。

今回、建てかえる戸数でございますが、現在、対象の団地には90戸の住宅がございます。既に解体が済んでいるものは43戸となっております。また、現在の居住戸数は、南団地に33戸、米沢団地に6戸、合わせて39戸となっております。居住者の住みかえとあわせて子育て世帯用住居の整備をし、合計48戸の建設を計画するものでございます。

建設計画の実施の方法でございますが、順次、現在、解体が済んでいるところに建築、住みかえ、解体、また建築を繰り返して、整備を進めるものでございます。できる限り、現入居者の引っ越しを一度で済むように配慮してまいりたいと思っております。

想定事業期間は、おおむね7年から10年を見込んでございます。

最後に、当該基本計画の策定に当たりましては、城里町町営住宅建替事業検討委員会を設置し、委員会の意見を反映して策定したものでございます。

以上が、南・米沢団地建替基本計画の概要でございます。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第55号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 報告第55号をごらん願います。

報告第55号 平成30年度一般財団法人城里町開発公社事業及び決算報告についてであります。指定管理をお願いしている城里町健康増進施設ホロルの湯及び城里町総合野外活動センターの平成30年度の決算報告書であります。

城里町健康増進施設ホロルの湯の売上高は2億9,322万521円で、収支額は61万6,500円であります。城里町総合野外活動センターの売上高は9,749万1,893円で、収支額は175万2,830円であります。

以上であります。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第56号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 報告第56号をごらん願います。

報告第56号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告書についてであります。指定管理をお願いしている特産品直売センターかつらの平成30年度の決算報告であります。

売上高は3億4,800万7,405円で、当期純利益は169万1,800円であります。

以上であります。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第57号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 報告57号をごらん願います。

報告第57号 株式会社物産センター山桜決算報告書についてであります。指定管理をお願いしている物産センター山桜の平成30年度の決算報告書であります。

売上高は2億877万4,182円で、当期純利益額は411万3,423円であります。

以上であります。

○議長（小唄 孝君） 報告第58号の説明については省略いたします。

それでは、これより報告に対する質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから、簡潔をお願いいたします。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 報告第51号なのですが、城里町建設残土処理、ストックヤード整備検討委員会、これは報酬等々は支払われる予定なんですか、各委員に。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。



○都市建設課長（園部 繁君） 8番河原井議員の質問に答弁いたします。

当委員に対しましては、報償費を支払う予定としております。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） そうしますと、この場合はこれ要綱になっているんですが、3月議会でも条例化をしたというふうに思いますが、これ条例化しないとやはりなかなか今は報酬というものは出せないというようなことになっておりますので、できれば、これ会期前ですから、前ですので条例化して、議案として提案されたほうがスマートなんじゃないかなというふうに思います。いずれにしても、後で変えなきゃいけない事態になりかねないので、もう一度そこら辺を法的な確認を急いでいただければと思います。

○議長（小坪 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） ただいまのご質問につきまして、法務部局のほうと財政部局とも相談いたしまして、今回、報酬費ではなく報償費ということで予算を計上しておりますので、報償費については条例化までは必要ないということで解釈をしております。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） なるほど。報償費となると、条例化する必要はない。

ただ、この中身には、この要綱の中には金額等々は入っていないんですが、前のいじめ問題のあれですか、委員会にはこうちゃんが入っているようなんですけども、この確認というか、その法的な根拠について間違いなければそれでいいと思うんですが、基本的には条例化という形のほうがお金、税金ですので、出しやすい、出せるような仕組みなのかなというふうに感じていましたので、確認作業でした。すみません。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 49号、2ページですが、これは重要な政策に関する条例ということで、任用者がかかわるのかどうかちょっとこれもお聞きしたいなということです。

それと、特例業務に従事していた職員に対しというようなことがありますけれども、この2番ですね、2ページの2番にありますけれども、ここを具体的にちょっと説明をいただきたいと思います。

それと、3番の6カ月ですか、これ要員の整備、分析及び検証を行わなければならない、これは正規の職員は行えないのでしょうか。何かちょっとよくこのことについて理解が難しいので、詳しいことでも簡単でもいいんですが、もし説明することができるのであれば説明していただきたいなと思います。

それから、進んでいってもよろしいでしょうか。それとも、一つ一つがよろしいですか。まだページいろいろ、号数にもよるんですけども。

○議長（小坪 孝君） まとめて聞いてください。

○4番（藤咲芙美子君） 全部。

○議長（小唄 孝君） はい。

○4番（藤咲芙美子君） 全部言っちゃう。

○議長（小唄 孝君） 全部、はい。

○4番（藤咲芙美子君） はい、わかりました。

それと、じゃ、53号かな、違う、失礼しました。51号、これは51号は、今、河原井議員さんがありましたけれども、これのストックヤードの目的は何なのかなど。これをつくらなければならないものは何だろうかということで、何のために、これを説明してください。

○議長（小唄 孝君） 質問、簡潔にお願いいたします。質問も簡潔にお願いします。

○4番（藤咲芙美子君） はい、はい。

これだけとりあえずお聞きいたします、2つ。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 報告49号に対する4番藤咲さんのご質問なんですけれども、2ページ、2番の特殊業務とは何だということなんですけれども、まさに括弧書きにあります大規模災害への対処とか重要な政策です。基本的に、前にありますけれども、勤務命令を出せるのが45時間、1カ月に45時間、年間で360時間を一応めどにしろということです。

ただ、その下にある他律的というのがありますけれども、どうしても自分では決定が困難な業務で、やらなければならない業務があるということです。それとはまた別としてその大規模災害とか重要な政策に係る場合は、やむを得ないというかそういう処置です。

ただ、その処置をした場合には、6カ月以内に検証をなさいということです。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） それが特例業務に従事したということでもいいんですか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 特例業務というのは、先ほども言いましたけれども大規模災害の対処とか、それから重要な政策を特例業務というふうに考えています。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

残土処理場及びストックヤードをなぜ整備するのかということでございますが、現在、町内には大きな残土処分場やストックヤードがない状態になってございます。現在の建設工事では多くの残土が発生しており、現在発生している残土につきましては、町外の遠方のところに搬出をしております。搬出残土が遠方になりますと、当然工事費の高騰につながりますので、できるだけ町内で処分ができるような場所を設置できないかということで検討をするものでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） そのときにちょっと詳しい事情はよくわからないんですけども、いろいろストックするには残土処理というのは危険なものも入るのか、それとも山から切り倒したそういうものが入るものなのか。危険な、人間にとって危険物になるような薬物とかそういうものは入らないというものなんでしょうか。どういうものがここにストックされるのかをちょっとお聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

基本的に建設残土ということで、道路工事や下水道工事のときに出る残土についての処理場及びストックヤードと考えておりますので、特に危険なものということは認識しておりません。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということであれば、いずれどこかに処理をしていくということなんですか。それとも、ずっと半永久的にここに置かれるんですか。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） ただいまの4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

こちらの要綱では、残土処分及びストックヤードということで想定をしております、例えば沢地のようなところに盛り土をして平らにするというような場所があれば、そういうところに残土の処分をします。または、ストックヤードということで、別の工事に搬出できるものについて、一時ストックヤードに仮に置き、その土を利用するというようなことを両方を想定して検討をしていきたいと思っております。

○4番（藤咲芙美子君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 報告56号と57号についてお伺いをいたします。

56号のほうの道の駅かつら、ふるさと振興センターのほうなんですけれども、売上高の中に会員の売り上げ、それと会員の仕入れというのがございます。57号の山桜のほうなんですけれども、57号のほうの山桜のほうの会員の売り上げと会員の仕入れを教えてくださいたいと思います。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者、現在資料を持っておりませんので、指定管理先に問い合わせ、資料請求して、それから回答したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

○4番（藤咲芙美子君） すみません、ちょっと聞き漏れたんですけどもいいですか。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今、ここにふれあいの里も決算の中に入っていますけれども、ふれあいの里というのは今閉鎖していますよね。これについてちょっとお伺いしたいんですけども、何で閉鎖してあるのか。閉鎖していても決算書にはなっている、いつから閉鎖したのかがちょっとわからないのでお聞きしたいと思います。

それと、開発公社はアツマーレの町民センターの管理をするようになったのでしょうか。いつからでしょうか。条例はどうなっていますか、お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲議員にお聞きします。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（小唄 孝君） キャンプ場は、このふれあいの里じゃなくてどこ、閉鎖しているというんだから。

○4番（藤咲芙美子君） うぐいすの里。

○議長（小唄 孝君） うぐいすの里。

○4番（藤咲芙美子君） はい、はい、はい。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

うぐいすの里は閉鎖しておりませんので、申しわけない。キャンプ場については、閉鎖しております。

○4番（藤咲芙美子君） いや、この前にちょっと行ったら、門がしまっちゃって、立ち入らないようにしてくださいというようなことが書いてあったものだから、何だろうと思ったんですけども、キャンプ場のことですか、じゃ、あれは。キャンプ場は使わないというんですか。それとも、何なんでしょう。ふれあいの里、入り口に門がしまっちゃって、立ち入らないというようなことで書いてあったんですけども。うぐいすの里、かつらよ。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

時間で多分閉鎖になっている場合があると思います。

○4番（藤咲芙美子君） 期間ですか。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 休みの日とか、あと夕方、時間はちょっと覚えていないんですけども。

○4番（藤咲芙美子君） じゃ、閉鎖している時間というのはいつ、何時から公開しているんですか、じゃ。昼間行ったんですけども。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 大変申しわけないです。そういった時間をセンターのほうに確認して、後でお知らせしますのでよろしくお願ひします。

○4番（藤咲芙美子君） 運営はしているんですね、じゃ。営業しているんですね。よくわかりません。はい、立ち入り禁止となぜなっているのかがわかりません。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

○4番（藤咲芙美子君） もう一つありますよ。答えてないです。

○議長（小唄 孝君） まとめてお願いします。

○4番（藤咲芙美子君） はい。だから、質問したやつ、答えてほしいです。

〔「議長、報告だから難しくやらない。議案ではないからその辺は調整お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） はい。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） また質問していいんですか。

○議長（小唄 孝君） いいです。

○4番（藤咲芙美子君） 先ほどの質問です。先ほどの質問です。だから、答えていないんですけれども、答弁していないから私は聞いているんですけれども。

○議長（小唄 孝君） しっかり答弁してよ。お願いします。

大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 4番藤咲議員さんのご質問なんですけれども、アツマーレがいつから使用されたかということだと思いますけれども、ちょっといつからというのは今資料がないんですけれども、センターが稼働してから多分、稼働と同時に管理していると思いますけれども、ちょっとそこは確認して、後から連絡させていただきます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 開発公社に委託するときには、一応議決必要ですよ。必要ですよ。

○議長（小唄 孝君） 必要です。

○4番（藤咲芙美子君） それ議決されましたか。私、審議した覚えないですけれども。

○議長（小唄 孝君） はい、していません。やった覚えなし。

町長上遠野 修君。

違うの。いや、執行者かなど。だって議決してねえで、公有財産貸しているから。

○町長（上遠野 修君） さっき指されなかった件も含めて答弁させていただきます。

ストックヤードの件ですけれども、ちょっと園部課長からの答弁漏れがあったんですが、河川工事ですね、特に。河川工事で県管理河川なので、町で直接土砂さらいができなくて、県に土砂さらいをお願いしますというふうに言うと、ストックヤードをつくってくださいよと必ず予算の関係で土砂を町外まで持っていくのが大変なので、ストックヤードがその現場の近くにあればあるほど予算が少なく済んで、たくさん土砂の撤去ができますので、つ

くってくださいというふうにもう何年も前から言われているので、そういったことを受けて、町内各河川の近くに、あるいは道路建設現場の近くにストックヤードがあると、そういった要望に速やかに対応できるというふうに思います。

それから、アツマーレにつきましては、できたときから開発公社で指定管理者として管理をしております。設管条例で山びこの郷が廃止とアツマーレの設置が設管条例で可決されたときに、指定管理者の指定管理物件の変更契約を結んで、山びこの郷が場所が移ったという形でアツマーレの指定管理者としてそのまま開発公社が受けております。従業員もそのまま異動したというふうに記憶しております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 町民センター移動になったときに、これはどこが管理するんですかといったときに、まだ町ですと言って、開発公社ではないですと町長はっきり言いましたよね、あのときね。何でそういう我々が条例とかそういうのをきちんとやりながら真剣にやっているのに、移転したから開発公社で管理しているというようなことでされてしまうのかよくわかりませんが、こういうことあっていいんですか。お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと議案ではないんですが、その当時のことですけれども、アツマーレの設管条例の中で指定管理者に委ねることができるというふうに、七会町民センターの設置管理条例で指定管理者に委ねることができますよと条例で定められておまして、一方で山びこの郷の廃止のときにそれもまた可決をいただいて廃止したわけですが、そのときに指定管理者の指定管理物件の変更契約という形で、山びこの郷を手放して、アツマーレのバーベキュー場を同等のものということで管理対象物の変更契約を行ったというふうに記憶をしております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） そんなごまかしをして、私たちがだましているようなそんな言い方をしないでほしいと思います。設管条例というのは、指定管理が委ねることができるというようなやり方をして、私たちをごまかすようなこと。それは、町民センターが附則にして廃止する、それを略というようなことにしてみたりとか、非常に一つ一つ条例がもうないがしろにされているようなことを感じますけれども、一つ一つ町長、確認してってください。

私たちは、町長が適当にその次々と考え変えられてしまうのが、ちょっと怖さを感じるんです。こういうことは、条例でやられることであれば、きちんとアツマーレは指定管理者の開発公社で指定管理業者とすると、そういうような条例にしていいただかなければ、やっぱりわからないじゃないですか。もうごまかされちゃっているというのが、非常に私たちは納得できないです。そういうところ、きちんと、それをチェックするのが私たちの責任でもあるということはあると思いますけれども、そのところしっかりと出していってくだ

さい。そんなごまかさないようにしていただきたいと思います。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 以上で報告を終了いたします。

ここで先ほど阿久津議員の質問に対する回答を水道課長よりお願いいたします。

水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 先ほどの10番阿久津則男議員の質問に今お答えしたいと思います。

水道事業会計は、3月31日で1回決算というか締めてしまいますので、一般会計からの補助金、負担金等が全て4月以降になってしまうので、未収金扱いということになってしまいます。それで、この1億6,000万につきましては、水道料金、町から来る負担金、補助金が全て未収金扱いということでここに計上しております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） よろしいですか。

○10番（阿久津則男君） 後で聞きます。

○議長（小唄 孝君） はい。

次に、発議第2号から報告第47号までの5件については、本会議に上程される予定でございます。

なお、平成30年度城里町全7会計の決算認定審議であります。議長を除く全議員により決算特別委員会を設置し、常任委員会所管分について審議する分科会方式により行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る9月3日火曜日午前10時をもって、令和元年第3回議会定例会を招集しますので、午前9時50分までには控室にお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

---

閉 会

○議長（小唄 孝君） 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時38分閉会